

令和6年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年9月9日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 令和5年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 令和5年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第52号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第53号 中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第12 議案第54号 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例の制定について
- 第13 議案第55号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第57号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第58号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第19 議案第60号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算
- 第20 議案第61号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第21 議案第62号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第22 議案第63号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算
- 第23 議案第64号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算

- 第 2 4 議案第 6 5 号 令和 6 年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
- 第 2 5 議案第 6 6 号 令和 6 年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算
- 第 2 6 議案第 6 8 号 令和 6 年度中頓別町下水道事業会計補正予算
- 第 2 7 認定第 1 号 令和 5 年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 8 認定第 2 号 令和 5 年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 9 認定第 3 号 令和 5 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 0 認定第 4 号 令和 5 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 1 認定第 5 号 令和 5 年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 2 認定第 6 号 令和 5 年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 3 認定第 7 号 令和 5 年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第 3 4 認定第 8 号 令和 5 年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第 3 5 認定第 9 号 令和 5 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8 名）

1 番 蓮 尾 純 一 君	2 番 吉 田 智 一 君
3 番 高 橋 憲 一 君	4 番 長谷川 克 弘 君
5 番 宮 崎 泰 宗 君	6 番 細 谷 久 雄 君
7 番 西 浦 岩 雄 君	8 番 星 川 三喜男 君

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	大 島 朗 君
総 務 課 長	永 田 剛 君

総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総 務 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
政 策 経 営 課 長	笹 原 等 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整備担当課長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建 設 課 長	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保 健 福 祉 課 主 幹	五十嵐 弘 将 君
保 健 福 祉 課 主 幹	西 巻 俊 英 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長 寿 園 施 設 長	砂 金 昌 明 君
会 計 管 理 者	長 尾 享 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	佐 藤 諒 佑 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、令和6年第3回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） ただいまから令和6年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、蓮尾さん、7番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。先日開催しました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和6年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月26日及び8月29日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月9日から9月11日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は会議規則第7条の規定により会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは3議員である。一部重複する可能性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、令和5年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第9号を付託して会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。また、議会のペーパーレス化に向けて、タブレットの持込みを議長及び決算審査特別委員会委員長の許可を前提に試行として決算書について紙文書及び電子

ファイルを併用する。

6、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） ただいま報告のありました決算審査におけるタブレットの持込みを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査におけるタブレットの持込みを許可することにします。

ただし、会議における禁止事項として次の行為は行わないようにしてください。

1、音声及び操作音を発する行為。

2、電子メールの送信、ソーシャルメディアへの投稿及び通信等の情報を外部発信する行為。

3、議長または会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等をする行為。

4、会議以外の目的のために使用する行為。

以上となります。

これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月9日から9月11日までの3日間としたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月9日から9月11日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第3回定例会、全議員のご出席を賜りまして心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から1件の行政報告をさせていただきたいと思います。中頓別町と学校法人北工学園、これは旭川市にありますけれども、人材育成に向けた協定の締結についてであります。

中頓別町は、学校法人北工学園との間で、今後も人口減少や少子高齢化の急速な進展により人材不足が進む「保育士」や「介護福祉士」などの育成に向けて連携して人材の発掘、育成に努めるとともに、国の制度の活用や各市町村、民間企業等への働きかけを積極的に行い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた協定を8月6日に締結しました。学校法人北工学園は、道北地域で唯一、保育・幼児教育、介護福祉等の分野や日本語教育を通して社会に貢献する人材の育成に積極的に取り組んでおります。本協定締結により、（1）保育・幼児教育、介護福祉等人材の発掘と育成、（2）地域の魅力向上、地域経済の活性化等地域の発展を目指す取組の推進、（3）教育や文化資源を活用した教育、文化の振興と発信の分野で協力していくこととなり、町内における保育・幼児施設や介護福祉施設等において安定した施設運営を展開できるものと考えているところであります。

私からは以上です。

○議長（星川三喜男君） 引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（大島 朗君） おはようございます。私のほうから教育行政報告をさせていただきたいと思います。

未来への挑戦「ハワイ英語研修」事業について報告をさせていただきます。令和5年度に続き、令和6年8月7日（水）から8月14日（水）までハワイ語学研修を実施いたしました。この事業の目的は、第1に英語力向上によるコミュニケーション力の向上を図ることであり、第2に異文化に触れ、国際的な視点を身に付けるとともに、短期間でも外国で過ごし、わが国の文化を見直す機会の提供を行うことです。

今年度は、新型コロナによる事業休止期間に参加できなかった高校生も対象に中学生9名、高校生1名の10名で実施しました。生徒は、事前学習として、新天地を夢見てハワイへ入植した日本人が差別に苦しみ、第2次世界大戦では日系2世のアメリカ兵が差別に苦しみ、また父母の祖国である日本と戦った歴史についてのDVDを鑑賞した上で、真珠湾で第2次世界大戦講和条約を結んだ戦艦ミズーリを見学しました。第2次世界大戦の背景である日本とアメリカの関係などに関心を高め、戦争の実態や命の尊さを感じていました。

ホームステイでは、4組に分かれてホストファミリーと現地の生活を体験しました。特に家庭内で英語を話さなければならない状況があり、生徒はとても勉強になったようです。また、現地ではお店などでも積極的にコミュニケーションを取っている様子もみられ、様々な人と交流することもでき、授業では学びきれない英語を聞き取る経験ができていました。実際にハワイへ行き、異国の文化、自然、歴史、食生活を五感で体験し、どうしたら自分の英語が伝わるかを考えながら、間違いを恐れず英語に挑戦する姿勢は、今後の英語でのコミュニケーション能力を高めるとともに、自国の文化を見つめ直すきっかけとなる等、当初の目的を達成することができたと考えています。

この研修のまとめと成果は、町民文化祭で発表を目指して準備中です。皆様のご支援に感謝申し上げます、報告といたします。

以上でございます。

○議長（星川三喜男君） ただいまの町長、教育長の行政報告について質疑はございませんか。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 教育行政のほうもハワイの関係をご報告いただいて、町長の行政報告のほうも北工学園との協定の締結ということで、内容的には分かりました。これは、8月6日、たしか臨時会の日だったかなというふうに思うので、ちょうどそのときにその光景を見て、今日協定式があったのだと、予定されていたのだというようなふうに思ったところがあります。これはちょっと以前から気になっていたところではあるのですが、これまで学校だったり企業だったりというところと町が協定を結んだりということがあったかと思います。また、もっと言えば、例えば業者と契約を結んだりとか、こういったコンサルがこの所管に入るといようなところが下手したら、全員ではないかもしれませんが、今でもどこにどういうコンサルが入っているとか、どこと契約を結んでいる、協定を結んでいるといようなことが全く報告されていないところとかというのもあるようなふうに思います。なので、こういったところをもうちょっと早い段階で、なかなか業者等、例えば入札の前にどここの業者と契約しようと思っと思っていますなんていうことは言えるわけないと思うのですけれども、そういうことが終わった段階で、こういったところと契約しました、協定式を予定しています、結ぶ予定ですといようなことをもうちょっと前の段階で議会のほうなんかにお知らせいただくことというのは、できないかなと思うところなのですけれども、町長、どう思われていますでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 協定の内容によっては、もしかしたら賛否の分かれるようなものもあるのかもしれません。そういったことにも配慮して、そういう可能性のあるものについては議会にも相談をしながら進めるということについてはやっていく必要があるといふふうには思っています。あと、協定そのものは議会の承認事項ではありませんけれども、事前に協定前に情報提供という形ですといようなことで今後は早めにお知らせをする

というふうにしていくようにしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

今日、議場の中暑くなるかと思しますので、暑い方は上着を脱いで構いませんので、よろしく願いいたします。

◎報告第4号

○議長（星川三喜男君） 日程第6、報告第4号 令和5年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 令和5年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原政策経営課長から説明させていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案1ページを御覧いただきたいと思います。報告第4号 令和5年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため、算出されません。実質公債費比率につきましては、前年度のマイナス1.0％から0.7％増のマイナス0.3％となり、早期健全化基準の25％を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費比率の逡減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第7、報告第5号 令和5年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第5号 令和5年度中頓別町資金不足比率の報告について、同じく笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） それでは、議案の4ページをお開き願います。報告第5号 令和5年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、中頓別町国民健康保険病院事業会計、中頓別町水道事業特別会計、中頓別町下水道事業特別会計、いずれも資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎同意第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所につきましては枝幸郡中頓別町字中頓別159番地12、氏名は長尾祐一さんです。昭和46年3月14日生まれ。

長尾さんにつきましては、今申し上げたとおりの生年月日で今現在53歳になられます。地元の高校を卒業した後、北海道農業大学校を卒業されておられます。平成3年から家業の牧場に入った後、その年9月から中頓別町農業協同組合、現在は東宗谷農業協同組合に勤務をされておられます。子育ての経験もあり、教育に関する知見も高いというふうに判断をし、教育委員会委員としてご承認を賜りたいというふうに考えているところであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（星川三喜男君） 起立多数です。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第9、一般質問を行います。

本定例会では3名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号6番、細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号6番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、1点、行政側の検討します等の経過報告書について質問させていただきます。

それでは、発言事項に参ります。一般質問とは、議員が町の一般事務に対してその執行の状況、または将来の方針、政策的提言や行政の課題などを町長などの執行機関に直接たずことです。質問の範囲は、町の行財政全般のほか、地域で住民生活に密接している事項など多岐にわたっています。議員の一般質問に対して行政側から検討していきたいというふうに思っていますなどの形で答弁が保留されることが幾度もあったが、令和4年9月、12月の2回の定例会で一般質問等による課題提起及び経過報告書が行政側から議員に提出がありました。しかし、この2回だけで、その後の定例会においても行政側からの検討させていただきたい、検討を進めていきたい等の保留答弁がなされているものの経過報告書が一切提出されていないのは何事か。その場しのぎの答弁は議員に対する議会軽視ではないのか、町長に伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の質問にお答えしたいと思います。

議会答弁を通じた様々な質疑や指摘を踏まえ、検討するという趣旨で回答した案件につきましては、各所管で検討、町長協議、確認し、対応することを原則としています。検討する案件については、議会の場で判断できないもの、関係者との協議や意見聴取の必要なもの、法令の確認や規定の整備、予算措置を要するもの、実現性等について精査や調査の必要なもの、検討や対応に時間を要しているものなど、報告として取りまとめが進まない部分もあり、この間の提出に至っていませんでした。案件については、各所管において対

応を完了しているものもあり、それぞれの所管で適宜整理し、対応、管理していることから、今後に向けては各所管が主体的に進捗を随時報告し、情報を共有するような意識づけを図りながら経過を報告していきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

まず初めに、一般質問は議員にとって議会の議席を預かり、町の課題に取り組む政治家として町民の暮らしを支える自治体の政策、制度をよりよいものにするために町政に対する監査と政策提案の機会であり、私たち町議会議員の役割のうちで最も重要なものの一つであると思います。そこで、幾度も繰り返される行政側の検討しますのご答弁、そこでこの検討しますの意味を私自身で国語辞典でちょっと調べてみました。検討するという言葉は、物事に対して詳細な状況を様々な角度から調べたり考えたりして、その是非やよしあしを判断するという意味で、調べるという意味を持つ「検」と探し求める、深めるなどの意味を持つ「討」の2つの漢字から成り、検討するとは対象の事項について調べ、考えること、できることができないとか、どうやったらいいのかを考えるというニュアンスを持っているそうです。それを踏まえて質問に入りたいと思います。

まず初めに、令和4年9月、12月の2回の定例会で一般質問等による課題提起及び経過報告書が行政側から議員に提出がありましたが、私も議員として4期になりますが、このような経過報告書が提出されたのは、たしか初めてのことはないかと思います。それ以前の定例会においても幾度も行政側の答弁で検討しますがあったにもかかわらず、なぜ令和4年9月、12月の2回の定例会でこの経過報告書を提出されたのか、その経緯を詳しくお聞きします。

また、検討する案件についていろいろな事情で報告書として取りまとめが進まず、この間の提出に至ってなかったとのご答弁ですが、この約2年間余りという長い期間があったにもかかわらず報告書が提出されず、私が今回一般質問を提出したからこの9月の報告書、これが出されたと私は思います。私から言うと、役場職員は言わなければやらないのかと、行動しないのかと思いますが、町長の考え方を伺います。

また、私たちの一般質問は再々質問しかできません。そこで、行政側から最後に検討します、していきたいというふうに思いますなどの形で保留答弁がなされれば、それにて一般質問は終わりにになります。やはり検討しますは行政側の逃げの答弁だと私はと思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 検討するという言葉の使われ方については、政治行政の世界で独特の意味を持って使われているところもあるというふうには認識しています。ただ、本町に関して申し上げますと、私がここで検討するというふうに答弁をしたら、改めて担当課長に検討してくださいというふうに言わなくても必ずそれぞれの所管はここで答弁したこと

の趣旨を踏まえてその検討に着手するというので、我が町に関しては職員と、検討するという答弁の趣旨、その後の対応については確認をして進めてきています。経過の報告書というまとめ方が果たしていいのかというところはあるかなというふうには思っていますが、決して検討すると答えてしっ放しでいいというふうに考えているものではないというのは、これは私はもちろんですけども、担当課長においても同じ認識でいるということはお理解を賜りたいと思います。

ただ、先ほども答弁いたしましたけれども、速やかにやれることとやれないこと、それからやるにしても時間を要すること等があります。こうした経過等についても具体化する際に常任委員会で報告をさせていただく等の対応をしながら進めていくというふうを考えていきたいというふうに思います。言われなければやらないということでは決してありませんし、検討するというのは逃げるというような趣旨でもない、そこはお理解をいただきたいと思います。

補足して申し上げますと、今年度の初めに各種所属長に対しては、これまでの議会等で答弁があって検討課題になっているものについては全て一回私のところに報告をしてもらうと、様式はばらばらですけども、この4月に各所属長から報告をもらっています。全てそろっているわけではないかもしれませんが、そういうふうにもらっていて、今年度中に今検討を進めているもの、改めて新年度の予算に向けて協議を進めていくもの、そういったような整理をしながら検討しているということも申し添えたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

まず初めに、検討しますをうかつに言えなくなった島根県江津市議会の制度についてお話をしたいと思います。議会答弁の決まり文句としておなじみの検討するという文言が島根県江津市議会で大幅に減っています。市執行部が検討すると答弁した場合、結果を半年後に報告することを義務づける制度は、2021年の3月議会から施行され、執行部が検討を安易に使えなくなりました。制度試行は、同様の取組をしている長野県飯綱町を視察した議員が市に提案して始まりました。背景には議員の成り手不足など関心低下の気があり、議会活動や行政の現状を分かりやすく市民に伝える狙いがあったそうです。一般質問に対する答弁が対象で、議会側が指定した案件に限り、市側が検討、結論の結果を出すようです。試行の成果を確認するため、中国新聞が2021年3月以降、7回の定例会の一般質問と試行以前の7回の一般質問の議事録から答弁中の検討している、検討したいなどを抽出し、比較した結果、その結果試行以前は計169件だった検討が2021年3月以降は3割減の計124件に減っていました。また、制度を始めた2021年3月議会で23件だった検討が次の6月議会で11件と半減したようです。減少について市幹部は、検討をしますと言ってしまったら実現しなくなる、これまで使いやすい文言だったが、使いにくくなったと打ち明けます。別の幹部も試行の改正以降意図的に避けるようにしている

と明らかにしています。

そこで、質問に入りますが、行政側の答弁要旨の最後に、今後に向けては各所管が全体的に進捗を随時報告し、情報を共有するよう意識づけを図りながら経過報告していきますと述べられております。私は、今後も一般質問等で検討しますという言葉が幾度も出てくると思いますが、保留答弁の中にはやはりできるものとできないものがあると思いますが、町長言われたとおり、私は今後は保留答弁が出たときには次回の定例会までに経過報告書の提出を願いたいと思いますが、町長のお言葉をいただきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 検討しますって言わないほうがいいですよ。経過報告書という形がいいのかということもあるし、そのタイミングとかもあるので、一律次回定例会に報告するのがいいのかということところはちょっと考えるところもあるというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように少なくともうちの行政としては、全て速やかにというふうにはなっていないかもしれませんが、検討すると言った課題をそのままにして何もしていないということは本当に限られているのではないかとこのように思っています。改めてどういう形がいいのかということについて内部で十分検討させていただいた上で、議会に対しても、議員の皆さんの声は町民の声だというふうに私だけではなくて職員も当然思っているのです、誠実に答えるという姿勢をどういう形でつくるのかということについて早急に対応を考えたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6 番（細谷久雄君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 16 分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

ここで議場の時計で 13 時まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（星川三喜男君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き一般質問をいたします。

受付番号 2 番、議席番号 1 番、蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） 受付番号 2 番、議席番号 1 番、蓮尾です。本日も一般質問で 3 件上げさせていただいております。よろしくお願いします。

まず、1つ目からご質問させていただきます。中頓別学園構想の詳細はというところでは質問です。関係各位のご尽力のおかげで学園構想自体が存在し、実施に向かい動いていることは町民に伝わりつつあります。しかし、構想の内容が漠然としたものであるため、内容がどういったものなのかつかみ切れていない町民が多くいる状況かと感じています。ハードありきではなく、ソフトの本質について今の公共事業において求められますが、具体的な事業内容についてはいつ頃の公表となる予定でしょうか。幼小中一貫教育に関する組織の詳細や教育方針などのビジョン、教員の確保や処遇、一つの建物をシェアして使うとしたシミュレーションが全くされていないなどの現状ですが、間に合うのでしょうか。

一般町民に開放すると事前情報にもありますが、利用につき具体性に欠いたものしか現在のところ示されておりません。着工が目前に迫った中、実際に使用とすると不便であったり、違う形のほうがよかったとなるような施設であってはならないと考えます。教職員へのヒアリングも行いましたが、シミュレーションはされていないとの回答を得ています。お伺いした内容について今後どのようなスケジュールで対応していく予定なのか、それに対し推進するに当たり、人員充足率は足りているのかも伺いたします。

○議長（星川三喜男君） 大島教育長。

○教育長（大島 朗君） 蓮尾議員のただいまの中頓別学園構想の詳細についてご答弁申し上げます。

中頓別学園の構想については、昨年度は全体協議会を6回実施し、また町民の皆さんとワークショップを3回実施し、町内各団体代表者からヒアリングを実施するなどして整理してきました。この骨子については、広報なかとんべつでも掲載したとおりです。これらについては、7月30日に保護者説明会、8月1日に合同学校運営協議会で提示させていただきました。また、毎月の教育委員会議で進捗状況について報告してきています。また、学校、教職員との協議については、昨年度は4月24日の第1回教職員ワークショップをスタートに、既存の小中連携委員会、幼小中合同研修会において行い、3月12日の教職員研修会で年度の整理を行いました。今年度は学校づくり委員会を7回計画し、中頓別学園の教育課程編成に向けての協議、仮校舎の協議、新しい施設の活用や環境づくりの協議などを行っています。その内容については、新しい学校づくり推進室だよりとして教職員関係者と情報共有を図っています。また、月1回、小中学校、こども園、教育委員会の管理職が推進企画会議を行い、中頓別学園準備の調整や協議を行う中心的な役割を担っています。また、この会議には必要に応じて各校の分掌部長が参加し、具体的な教育活動の調整や学校運営について調整を進めています。特に、協議内容としては学校現場が混乱しないよう順序立てて進めているところであり、現在は仮校舎の運用について重点的にシミュレーションしているところです。また、子供たちには学校づくり授業として学校づくり推進室が小中学校に出向いてそれぞれ年間6回ずつ行い、教育課程に取り入れる対話活動を行っています。

今後のスケジュールですが、以上のことに加えて第2回保護者説明会を11月に予定し

ています。並行して町民の皆さんへの説明会も同時期に計画しています。その際には仮校舎での生活の仕方や広報で紹介した学園構想の具体的な内容について説明する予定です。

9月19日には「折れない心を育てるいのちの授業」と題した町民の皆様、職員向けセミナーの中でも構想について紹介する予定です。令和8年度以降の義務教育学校に向けた教職員体制づくりについては、宗谷教育局に支援いただくよう、9月以降に行われる人事協議で要望していきます。この事業は、ご指摘のとおりハードありきではなく、ソフトの本質が重要です。特に大人も子供も生涯を通じて使うことができる施設という基本方針を具現化するために、実施設計ではこれまでの様々な協議を通していただいたご意見、要望を可能な範囲で組み込んできました。今後は、この施設のよさを義務教育学校の教育課程編成に生かし、また町民の皆様により活用いただけるように取組を進めていきます。例えば8月に行った移動図書館の取組では、3日間で112名の利用で期待や要望をいただきました。このようなことを進めていくことで利用促進を図るためのアプローチを進めていきます。推進するに当たり、人員は十分とは言えませんが、教育委員会を中心に町長部局、各課とも連携を一層図りながら進めているところです。今後も適宜情報を共有し、町民の皆様からのフィードバックを受けながら、よりよい学園構想の実現に向けて取組を行います。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 今の答弁を受けて再質問させていただきます。

この後11月に説明会を予定されているとのこと、今後またそういった機会を設けていくという答弁だったと思うのですが、説明する予定の内容が固まっているのか。固まっていないのであれば今後どのようなスケジュール感でその内容を固めていくのか。もうそろそろ決まっていないとまずいですという時期だと思うのです。表面上で構想自体のやりたいことであったり、こうであったほうがいいという方向性自体は何となくうっすら見えているような気はするのですけれども、その具体的な内容まで含めてそろそろ説明する時期に来ているのではないかなと思います。

あと、すみません、今のところが1点と、シミュレーションの件なのですけれども、今の答弁の中でいただいた中でちょっと気になる点がありまして、管理職もしくは教育委員会でこの話をしてシミュレーションしていると思うのです。これは非常にまずいなって私個人的にこの答弁を聞いて思っていて、運営するのは教育委員会であったり管理職が運営するのかもしれないですけれども、実際に現場に立つのは今いる現場の教員であったり職員が動くことになるのです。この人たちの意見等の吸い上げはしっかりできているのか、そういう機会を設けていないのであればしっかり設けなければならないというふうに思います。管理職は現場にいないので、細かいことまで目配り、気配りできません。そういうものなのだろうなというふうに思います。全部を把握している管理職というのはなかなかいないと思いますので、現場の意見等もう少し吸い上げるような推進企画会議とかもし

ていかなければならないのではないかなと思います。でないと、先ほどの私の質問の中で話させていただいた実際はこういうふうにはできないよね、このほうが使いやすいよねとかという話、不便であったりとかということが目に見えてこないと思うので、現場のほうもしっかり入れていってほしいというふうに思っております。

あと、町民の方からよく聞かれるのが教職員の配置についてよく聞かれます。今道の教育委員会のほうでうちの小学校、中学校のほうに職員を出してもらっていると思うのですが、今度ここで雇う教職員は町の職員になるのかどうなのかとかがはっきり聞く機会がない、アナウンスされている機会がないという話も聞いています。もしも町の職員になるのであれば、その処遇等々についてはどうなるのか。具体的に言うと、20歳で働いて65歳まで、定年までずっと中頓別町にいるような形になるのかというところの部分もどうなっているのか見えてこないよねという話です。そうすると、本当にこの山間僻地で教職員が集まるのという不安を持っている人もおります。その辺りがちょっと見えないのでご答弁いただきたいのと、それに向かう今の話をした教職員を採用するに至っての組織として幼小中、一応一貫の構想になっておりますので、それぞれの位置づけ、組織としてのどういう体制をつくっていくのかという部分もお伺いしたいなというふうに思っております。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（大島 朗君） ただいまの蓮尾議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず、今後行う今11月ということで予定をしております説明会の内容ですけれども、7月に行われた説明会でいただいたご質問等については、紙ベースで今整理をしてお配りすることになっていますが、そこについても改めて確かめをするという意味で説明をする内容も幾つかあるかなというふうに思っています。それから、現在11月の予定では設計や教育課程の進捗状況をお伝えし、一番は保護者の皆さんに説明する内容としてみると、一緒にの校舎で小中学校が学びを進めるわけですので、合同での生活の運営について、工事も含めてその状況について詳細、それから日課表だとか行事の運営についてということで、そこも今の段階で説明できる内容だとか、今まで違う学校で運営していたところもありますので、それらの生活の決まりとか生活の仕方というところ、それからスクールバスだとか、プランにどのように運営がつながっていくのか、そこは細かいところを今詰めているのですけれども、バスの運行状況だとか、ほかの活動についてということで、それらを基に、新しい施設に向けてこれがベースになりますということを骨子にしようというふうに考えています。

それから、2点目の一般職員へのシミュレーションということなのですが、先ほど申し上げたとおり学校づくり委員会というのが年7回あって、現在4回行っているのですけれども、全ての小学校、中学校の教職員、それからこども園は代表でということで全員ではないのですけれども、その中で全ての先生方が一堂に会して、こちらのほうで段階を追って、テーマを基に先生方からの要望だとか聞き取りだとか、それから構想を一緒

につくり上げるというようなことをしています。直近でいうと第4回目は新しい施設の環境づくりということで日建設計、委託している設計会社なのですけれども、日建設計の方にも来ていただいて説明をして、図面を通して先生たちから質問だとか、ここはどんなふうに使ったらいいのかなということをそれぞれグループに分かれて確かめをし、また設計で分かっているところについてはその場でお答えをいただいたりだとか、それからここについてはこの後、学校運営上のいろんな問題、問題と言ったらあれなのですけれども、学校運営の仕組みというところもあったので、ではこれは先生方が持ち帰って考えましょうというようなことを直近で行ってきたところです。それから、ほかの3回も同じようなスタイルで、中学校の教員が小学校の子供たちも見るので、子供たちをどのように見ていったらいいのかだとか、その逆も含めてですけれども、そこを目合わせということで、今生徒指導提要というのが文部科学省のほうで全面改定されているところもありますので、そこを基にしながら学習を進めようということがあったりだとか、そんなことを先生方とはしています。それらを集約したり焦点化するために管理職または分掌部長の先生が整理をして、それを分掌部長がそれぞれの学校に持ち帰って、チャイムはこんなふうにしたらいいいねだとかということを先生方と協議をして、また戻ってくると、行ったり来たりをするというような仕組みを今年度は進めてきているところでありますので、管理職ももちろんですけれども、一般の先生方からもそのような、直接的には7回ということで、間接的には校内での打合せを丁寧に進められるような段取りを進めてきているところです。

それから、3つ目の教職員の配置についてですけれども、義務教育学校になった際は今と同じような道教委からの配置ということになっています。ですから、簡単に言うと今の先生方が、人はちょっと替わると思うのですけれども、そのまま義務教育学校の先生になるということで、配置上、例えば管理職は今校長1人ずついるのですけれども、今度は校長が1人になるだとか、養護教諭が2人ですけれども、今度は2人にするか1人にするか、ほかの先生に置き換えるかだとかということが可能だというふうに今詰めているところです。義務教育学校は道内でもたくさんできているところもありますので、配置は道教委からの配置になっていますので、細かい事務職員が2人いるけれども、1人だったらどうなるかだとかというシミュレーションについては今宗谷教育局のほうに確かめをしているところで、それらを基にしながら学級数に応じた教職員の定数が決まりますので、それは全て道教委から配置されるというふうになっておりますので、それぞればらばらに教職員を配置するよりも義務教育学校にしたほうが配置の仕方が工夫ができるというところまで今確かめをしていて、ちょっと今細かいところは伝える情報がまだ整理し切っていないのですけれども、校長1人だけというところも含めて、そこについては先生方と今情報の共有を図っていくところです。

以上でございます。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） ごめんなさい、ちょっと私の勉強不足のところもあると思うので

すけれども、今ご答弁いただいたところを何点かもう一度お伺いさせていただきます。

今のご説明いただいた例えば校長を1人置くとか、事務職員をどうこうとかという部分についても内容が見えないのですよね、やっぱり。内容が見えていないので、町民からそういう疑問であったりとかということも出てきていると思うので、側から固めていくのか中身から決めていくのかという、どっちが先なのだという話にはなると思うのですけれども、もう少し丁寧に、今の幼小中が存在すると具体的にはどういう変更があるのかという部分を、今いろいろ広報とかでアナウンスされている部分というのはどちらかというところ構想自体がどういうものなのかという説明をされているのですけれども、幼小中、今分かれているものが一体になることで体制がこうなるであるとか、教育の中身が例えばこのように変わりますとか、中頓別町の地域特性を生かしたこういったプログラムをやることができますとか、そういう効果が認められますとかという部分が全く見えてきていないので、中頓別学園の意義自体が見えないのです。幼小中一貫でやることに対しての学園の意義が内容が見えてこないで見えてきていないという部分があるので、その部分を説明できるように早々に内容のほうを固めていってほしいと思います。来年度から工事が始まるというのを考えると、建物が建ってくるのを見ると内容は全然見えてきていないけれども、どうなっているのって不安になるのがやっぱり町民感情だと思うのです。その部分も並行して、なかなか難しいところだとは思いますが、人が足りないというようなご答弁もいただいているので、難しいところかと思いますが、もう少しスピード感を上げていってほしいなというふうに思います。

最低でもこういう公の場では質問できないことで心配していますという例を今お話しします。幼・小・中も含めて一つの学校にすることで、例えば大きな中学3年生の子供が幼児性愛の傾向を持っているというふうになったときに、例えば小学校1年生の子供を好きになってしまったと、同じ学校の中にいて年齢10個しか離れていなくても小さいときの10個というのはすごい年齢差に感じます。中学校3年生に小学校1年生の子がこれやったこと、したことを言うのではないよ、親に、先生に言うのではないよって言われると言えないものだと思います。そういったところへのケアとかが今のところ全く公の場で議論されていないということも不安に感じている親御さんもいます。また、そういうことに関しては協議会であったり保護者説明会であったりということではなかなか聞きづらいし、言いづらいことだと思うのです。そういったところをどれくらいケアされているのかとかということも含めてちょっと一度ご答弁いただければと思います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（大島 朗君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、配置等の内容がまだ見えていないというところについては、一方的に教育委員会がということではないところもありますので、学校の中でも今協議を進めていただいているところもあります。ただ、教育内容については、保護者説明会でも若干申し上げたところもあるのですけれども、幼小中一貫したというのはなかなか具体的ではないので、例え

ばということで森のこども園の活動を4年生の中まで続けていけるようなプログラムにしますとか、英語教育についてもこども園から進めているところがあるので、今ずっとやっているのですけれども、それがよりスムーズに進められるような工夫をしますとか、そんな具体的なところで説明はさせていただいています。それらを一つにまとめるというところが今順次行っているということで、部分的に行っているところについては申し上げたとおりであり、例えば教育と支援の融合を施設の中で行えるようなことも考えていますということも行っていますが、今議員ご指摘のとおり断片的な情報になっているところもありますので、整理する機会は今近々進めなければならないかなというふうに思っています。構想をより具体化したものが教育課程だというふうに押さえていますので、その教育課程、それこそ物すごくたくさんになるので、多岐にわたるので、町民の皆さんや保護者の皆さんから見て分かるような教育課程の骨子みたいなものについては今整理をしているという状況になって、できれば11月の中で少しお示しできるというふうに感じています。

あと、中学生と小学生が一緒にというところだったのですけれども、先日の保護者説明会の中でも挙手をして声でというのではなくて、オンライン上での質問の中にもそういうご質問をいただきました。それで、そこは私たちのほうでも丁寧に進めなければならないということを考えていましたので、先ほど申し上げた学校づくり事業という中で、子供たちに対して、中学生、小学生に対してどんな学校にしたいかというようなことを教育委員会の職員や先生方と連携しながら、そこに特化した授業というのを進めているところです。プログラムのなもので進めています。この後小学生と中学生が一緒にそういう授業を受けたりだとかということも計画をしていますので、一緒になる前にソフトランニングできるような子供たちの交流だとか、子供たちが一緒になるときにどんなふうに考えたらいいかなということを考えていきたいというふうに思っていますし、特に学校の中で先生方が指導するときの配慮事項としてもそこは質問の内容を共有をしていますので、そこも含めて子供たちのほうには丁寧に指導しようということで先日も話し合いをしたところであります。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 今ご答弁いただいた内容をスピード感を持って対応していただかないと、少し押してきているのかなという印象がありますので、ご答弁いただいたとおりになるべく、人員配置大変なのは承知しておりますが、何とかご努力いただいて進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問について移らせていただきます。町民の生活満足度についてというところでご質問させていただきます。行政サービスを提供する上で非常に重要となる生活満足度ですが、当町は残念ながら総じて高いものであるとは言えない状況であると考えております。満足度は、まず住んでいてお金がかかり、生活を圧迫しないかという部分も大きな指標になると考えております。前回の一般質問でも取り上げましたが、公営住宅

は所得に応じ高額となるため、幾ら給料が上がっても生活は今のところ豊かになっておりません。所得と連動しない公営住宅は狭小であり、家庭を持った方にとっては使い勝手の悪い住宅です。民間アパートは比較的高額になってしまうため、選択肢として難しいことは少なくありません。上下水道は、決して安価ではありません。医療について恵まれた環境ではありません。日々の消費も町内では完結しません。医療や消費、遊ぶ場について不足を補うために、ほかの市町村に移動するために多くお金がかかります。これらは、満足度を下げる大きな要因です。そのような中、この町の仕事を選択していただいた方や自然や風土などを好み、町に住んでいただいている住民を大切にしなければなりません。現在進行している教育環境の充実はとても大切なことだと考えますが、まずこれら直近の課題にも真摯に向き合う姿勢が必要なのではないでしょうか。家賃の引下げが難しいようであれば子育て世帯への住宅補助を検討する。戸建てを促進したいのであれば速やかに助成額を変更する。町内で生活が完結しないのであれば交通移動に関する補助を検討する。子供の遊ぶ場所がないのであれば全天候型の公園を設置するなど当町独自の支援を行い、当町に在住する上で満足度を上げる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 蓮尾議員の町民の生活満足度についてのご質問にお答えしたいと思います。

まちづくりの指針となる総合計画の策定においては、高校生以上の全町民を対象としてアンケート調査を実施しており、第6期総合計画策定作業、平成13年5月では町の仕事に対する重要度について聞き取りを行い、第7期総合計画からは満足度を新たに加えて実施、また第8期総合計画策定時、令和2年7月にはさらにパネル形式による幸福度アンケート調査も行ってきました。直近で実施した第8期アンケート調査結果では、保健、医療、自然環境保全に関する取組に対し満足度が高く、公共交通、町民生活、町民活動の取組において満足度が低い結果となっています。

その上で生活満足度を上げるための居住環境に対する支援についてですが、公営住宅については現在長寿命化計画の更新作業を行っており、公営住宅などの現状把握、未来に向けての対応を検討しているところです。住宅補助に関しては、本計画の作成と併せて検討、総合的に判断していきたいというふうに考えています。個人住宅については、条例改正を行い、助成金を引き上げる対応をしていますが、昨今の建築費高騰により利用者が多くないのが現状です。今後の医療状況を注視し、さらなる引上げの是非も検討していきたいというふうに考えています。個人住宅のリフォームに対する助成金は、現行制度を利用しやすいという趣旨で改正に向けた作業を進めており、新年度から実施するよう、今内部的な準備を行っているところであります。

町外への移動に対する支援については、消費流出が促進されるような交通費助成の創設は難しいと考えますが、町外の医療機関の受診に向けて、またはその仕組みづくりについて検討していきたいというふうに思います。

また、全天候型の公園設置に関しては、教育委員会において新しい学校が完成した後に現在の郷土資料館の利活用の議題の一つとして検討していくということであります。町が取り組む各種施策に関しては、町民アンケート調査や事務事業評価などを踏まえ、随時見直しを行いながら、この町に住み続けられる環境を整え、生活満足度を向上させていくことができるよう努めていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 今のご答弁をいただいて再質問させていただきます。

まず、公営住宅のこの部分についてもう少しお話をさせていただきたいと思うのですが、非常に公営住宅に入っている方から不満が上がっております。寒いだとか、古い割には高いだとか、一般、普通の住民になりますので、築30年、20年の物件は普通感覚でいうと、アパートの感覚でいうと普通価格は下がっていったりするものなのですが、隙間風が吹いたりカビが生えたりする物件にもかかわらず高いというような話もいただいております。視点が行政側とずれている部分があるのかなと思うので、ちょっとお話しさせていただくと、今ご答弁いただいた中では長寿命化計画の更新作業を行っているのですよね。長寿命化は、町の財産なので、その財産の延命措置をするのはすごくいいことだと思うのですけれども、実際にそれは住んでいる人のことは考えられていないと思うのです。例えば今壁を公営住宅で貼り直しましたと、でも壁を貼り直して暖かいかっていったら、そうではないのです。普通の家だとサッシも入れ替えるのですよね、断熱をするために。そういった視点が抜けているので、こういうことが言われることになっているのかなというふうに思います。なので、計画策定を行政主体で今行っていると思うのですけれども、ぜひ住んでいる公営住宅に入っている方々のご不満であったりご指摘であったりを聞くような機会を設けた上で計画の策定を行っていただければいいというふうに思っています。その上で総合的に判断をしていくというような形がいいのではないかなというふうに思っております。

あと、リフォームについて需要も高まると思いますので、現行制度を改正するというのは非常にいいことかなと思うのですけれども、これについても同様でありまして、さきに私が言いました公営住宅の件と同じでして、本当にやりたいリフォームに対して対応できる内容であるのかどうかというのをどこまで把握してこの助成金を創設するのかということところが問題になると思いますので、どれぐらい意見を酌み取った反映されたものになっているのか、国の指針とか前例とか、ほかの町村でやっているものをまねしたようなものになっていないかどうかということについてもお伺いしたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 今の蓮尾議員の質問にお答えします。

公営住宅の長寿命化計画を今年度更新作業を行っているのですが、おっしゃるとおり今までどおり外壁の改修をやってきたのですけれども、内装だとか断熱だとかというのは手をつけていない状況でありました。その辺を考慮しながら、今の長寿化計画という更新もそ

の内容も組み込めるので、その辺も総合的に判断していきたいと考えております。

公営住宅の検討委員会につきましても、今までは役場内部の組織で検討していたところがあるのですけれども、今年度これからなのですけれども、いつも一般質問に公営住宅を質問していただく蓮尾議員だとか宮崎議員とかもお声かけしていただいて検討委員会に入っていていただくというのも1つ考えられるところなのかなと思っております。

リフォームにつきましても、来年度をめどに今条例改正の手続を進めているのですけれども、単純リフォームではなくて、今考えていたのが、リフォームなので機能アップはするのですけれども、断熱改修だとか、あと脱炭素系ですよ、その辺にやっていただけるとつきやすいような条例というような内容を考えておりますけれども、その内容についても今言ったとおり公営住宅長寿化の検討委員会でも議題にしながら進めていけたらいいなと考えております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 検討いただけるということで、先ほどの細谷議員の件にもありましたが、検討をぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この中で、あとこういうふうに行政と町民の間で問題として一つの課題に対して乖離が起きてきてしまう要因の一つとして、この答弁の最後のほうにもありますが、事務事業評価の件です。少し前の議会でも私はお話しさせていただきましたが、事務事業評価に対して、町民の考え方というか、意見というか、評価がなかなか反映されていないのかなというふうに思うのです。行政の人は行政の中で事務事業評価しても、やはり本質、町民が抱えている、私は行政というのはサービス業だと思っているので、行政サービスと言うぐらいなので、サービスを受託する側の意見を吸い上げるシステムの一つとして事務事業評価などがあると思いますので、その場に、それこそ先日いただいた検討しますの回答に対する中にも事務事業評価のことは触れてありますが、行政の中だけで事務事業評価をしていくのではなくて、またそれを評価したものを公開するのではなくて、事務事業自体を評価する場に町民も入れることもぜひ検討を本当にしてほしいなと思います。今のシステム上、仕組み上なかなか難しいのかもしれませんが、逆にそれぐらいやらないと町民に対して真のサービスをすることができないというふうに捉えてほしいというふうに思います。真のサービスを捉えないと結局文句を言われるだけで働き損になってしまいますので、そういった事態にはならないほうがいいと思うのです。やっぱり職員も働いていて文句を言われるよりもやってくれてありがとうって言われた仕事をやったほうがいいと思いますので、前向きにその部分も検討していただきたいなと思います。

○議長（星川三喜男君） 野田政策経営課まちづくり担当課長。

○政策経営課まちづくり担当課長（野田繁実君） 事務事業評価の件についてのお話がありましたので、私のほうから一言申し上げたいと思います。

従前から総合開発委員会という体制で総合計画のほうの進行管理をしていただいた目線

もございまして、各課の重点事業となっているところに町民の方を代表して10名の方に
対応していただいている外部評価委員会は従前からお話ししてきているので、そこは必ず
引き続き実施をしていただきながらとは考えております。今お話のありました町民の方を
加えてというところをいろいろと町長とも相談しながら、どう体制を整えられるか、ここ
でまた検討という言葉は使いたくないのですが、また違った目線での関係性でつくってい
きたいなと思っております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 検討してください。

それでは、次の質問に入らせていただきます。商工業者の現状把握の有無についてお伺
いします。ご存じのとおり、高齢化等の理由により商工業者において廃業が増加しており
ます。廃業の主な原因として高齢化が挙げられますが、人口減少により商売が成立しない
現状もあることも挙げられます。高齢で事業を営み、年金を赤字に補填しながら営んでい
る方や高齢にもかかわらず借換えなどをしながら何とか事業を継続している方々が多くい
るのが現状です。資本主義の本国において市場から商いは常に変化を求められ、需要の多
い商いへ変化する流れが本来の形なのかもしれませんが、高齢の事業者が多い当町におい
て新たな事業形態への変化を促すことや新たな設備投資などを求めることは現状として非
常に難しいものがあると考えます。事業承継によるアップデートも考えられているところ
ですが、権利の問題や現状住居一体型の事業所が多い中ではなかなか進まないのが現状と
も考えます。これらのことについて町はどの程度把握されているのでしょうか。

現在商工業に対する支援メニューは、新規開業や新たな設備投資に係るものや事業承継
に係るものが充実していますが、現在商売を営んでいる方々を持続的に下支えできるメニ
ューは準備されていません。プレミアム商品券の発行がそれに当たるものなのかとも考え
られますが、持続性に欠いた一過性のものでもあります。どちらかという消費者支援の
側面が強いのかも考えます。2次交通が充実しているとは言えない当町において、自助努
力により営業している事業所は町にとって非常に大切な資源の一つです。町民の利便性も
考え、このような自営業者を支援していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 商工業者の現状把握の有無という質問についてお答えをしたいと
思います。

地域の商工事業者の経営環境につきましては、地域人口の減少や交通手段の変化、イン
ターネットをはじめとする通信販売の発達などにより、全国的に厳しさが増していると言
われています。当町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に
厳しい状況であると推察しているところです。事業者それぞれの経営状況についてその詳
細までは把握していませんが、事業主の方の高齢化や設備の老朽化などもあるかと思いま
す。そのような状況である町内商工業の振興に寄与できるよう、中頓別商工業振興支援条
例などで設備投資や新規事業への補助、あるいは事業継承の推奨を実施しているところで、

商工会と金融機関、産業課、商工労働・観光まちづくりグループが連携し、取り組んでいるところであります。

これらを踏まえて、事業継承に関する課題、問題等につきましては、商工会においても重要施策の一つであると位置づけていますし、町としても関係機関と連携して取り組むべき喫緊の課題であると考えています。昨秋商工会が実施した事業継承に関するアンケートについて、結果の分析とその対策に関する協議を数回実施しました。アンケート結果は今後の対策を協議する上で重要な基本データとなりますので、個人情報保護に十分留意し、対策や協議を進めていきたいと考えています。さらに、国や道、民間企業が用意する制度や手法につきましても継続して情報収集し、当町で実施、導入が可能かなどの観点で評価をしていきたいと考えています。

また、プレミアム商品券事業につきましては、町内商工業販売店での購入機会啓発を目的として実施されたものです。事業を実施した商工会からは一定数の効果があるとの評価であり、継続要望もありますので、町としても改めてその意義、効果をお伝えするものであり、町内での購買意欲の向上を目指した施策の実施に向けて取り組んでいきます。

一方で、商工事業者の経営持続を下支えする施策につきましては、実施に当たり公平性や実効性を担保しなくてはなりません。これらに伴った総体的な支援策の実施が可能か、関係機関との連携を密にし、様々な状況を注視しながら、国などの制度の有無を含めて継続的に情報収集を進めていきたいと考えています。令和7年度からは中頓別学園の建設工事が本格的に始まります。工事関係者の町内滞在が増加することは、町内経済が上向きになる要因の一つとして期待するところです。こういった情報につきましても商工会と連携、共有していき、町内の経済循環を好転させていきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 今ご答弁いただいたのは、私が質問している内容を真っすぐ答弁していただいていないなというふうに率直に思います。私は、高齢者が多いと、設備投資をしたり事業承継をしたり、新たに事業をアップデートをさせたりすることは高齢者にとっては無理なのではないかという部分について一応言っているつもりだったのです。それが今のご答弁によるところによると商工業支援条例などで支援、推奨しているところですよ。というようなご答弁をいただいても、ちょっと食い違いが起きているのです。要するに今の商工業支援条例では、今の商工事業者の窮状は正直改善できないよということを言っております。そこまできている喫緊の課題であるというところです。町にとっては、そうであっても高齢者が営んでいる事業所であっても町の資源なのです、商工業事業者というのは。その辺りが足元から今瓦解する寸前ですよというところで今回の質問をさせていただいたところです。商工業事業者に対して、設備投資であったり新しく事業展開をするための補助であったり、事業承継を考えたことをメインにしていくのではなくて、違う観点でしっかりと下支えをできるような何か制度等をぜひ考えていただきたいというような趣旨でありました。それについては、なるべく持続可能なものにしていく、今すぐに事業承

継をできなくても事業承継をしやすいような状況に今の経営状態をしておくとかが非常に重要なかなと思っております。その辺りについて今ちょっと制度的な部分で弱いなというふうに感じておりますので、ぜひ考えていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り再開いたします。

町長。

○町長（小林生吉君） 答弁が十分に伝わらなかったかもしれませんが、一番最後のところで、何をするという回答にはなっていませんけれども、経営持続を下支えする施策についても今当面情報収集に当たっていきながら何をできるかというところを考えていくというふうにお答えしたつもりでありました。今商工労働・観光まちづくりグループのほうでは商工会のほうとも連携をして、今の商工業の中で特に町民の皆さんにとって、例えばクリーニング屋がなくなって困っているとか、やっぱりそういったところがあって、今後また経営者が高齢になっていて将来どうするかといったようなところについて、商工会としてもその対策を講じていかなければならないというところに立って、今情報を共有しながら何ができるかというところを探っているところであります。今ある補助を支援を削って組み直すということにもならないところがあるのかなというふうに思いますし、新たな支援制度の構築ということになると財源の問題ということも伴ってまいりますので、その辺り国や道における制度がないかというようなことも含めて十分に情報収集した上で、何らかの対策を講じられるように商工会と共に進めていければというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 私も実は商工会に事務局でいた経験がありまして、私がしている質問自体も商工会側から見ると非常に厳しい質問であるなど感じる部分もあるし、商工労働・観光まちづくりグループのほうでもこの質問についてはなかなか問題解決が難しい質問であるということは理解できております。ただ、どこのまちを見ていてもやはり商工業者が衰退していき、まちから商いが消えていくとまちの人口も同時に減っていきます。人口が減っていった商いが成立しなくてやめていくというパターンもございますが、人口1,500人弱おりますので、まだ商いは成立します。ですが、持続的に持続可能な事業所へのケアが必要だと言われている直近の状態において今それができていないと。ほかのまちももちろんできていないので、うちもできないですよというような見解もあると思うのですけれども、国や道などの制度を見て、ここの町にぴったり合うことなんてないと思うのです。どの施策を取ってみても前例踏襲であったりということがうちの町にはめてみると

結局うまくいかないとかってあると思いますので、なかなか難しい問題ではありますが、財源の問題とかもありますし、難しい問題ではありますが、プレミアム商品券とか建設工事、プレミアム商品券、あれは例えば時期的なもので1か月、2か月、私も商いをしておりますので分かりますが、最初の1週間、2週間でもうその効果ってなくなるのですよね、実は。建設入りますっていっても、これも一時的なものになります。もちろんそれは建設業に関してもだと思います。一過性のものであって、持続可能な支援であったり情報という部分ではないと思うのです。これを持続可能なものにしていくためにはどうしたらいいのかというのを真剣に考えていくような場を設けていただくとかをまずしていただいて、商工会に主に考えてもらうのもありなのかもしれないですけども、そういった場を商工会と共に設けて、事業所とも設けて、どういった支援が必要なのか、こういうふうに制度を変えてほしいとか、プレミアム商品券の在り方について考えるとか、建設工事、学園の後にもしかしたらほかの工事もあるかもしれませんので、そこら辺はどういうふうに動く可能性がありますということを書いていったりとかする場を設けていただきたいなというふうに思いますので、検討していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 検討していく場については、先ほど申し上げましたとおり、既に商工会と町のほうで連携を取って進めているということでもあります。その場に対して改めて今日のご質問の趣旨を投げかけてさらに検討を進めていくということで対応してまいりたいというふうに思います。近いところの例なのですけども、例えばもうそこには床屋がなくなると、そうすると床屋に行くときに使う移動手段に対して支援するとか、その地域、地域の事情によっていろんな取組もあるのだなということも分かったりもしています。いずれにしても、地域で生活していくために地域の中でどうしても調達できるものが、これは調達しなければならないとか、調達することが必須だというものがあるというふうに思いますので、そういうものをしっかり町民が困らないようにどうしたらいいかということの視点に立って考えてもらうようにしていきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 検討していただけることがこれで3つ目になりましたので、以上の3点、難しい問題が多いとは思いますが、ここの町で生活をしていく上では欠かせない逃げられない問題であるというふうに認識をして私も質問をさせていただいておりますので、ぜひ検討の内容をしっかりと本当に検討していただいて、私は検討したという内容についての答弁を見ましたけれども、本当に検討したのかというような内容の回答がほとんどだったので、しっかり検討して、その回答を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これにて蓮尾議員の一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き一般質問、受付番号3番、議席番号5番、宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 受付番号3番、議席番号5番、宮崎です。私は、今回も2問、事前に通告させていただきました。

1問目は、安心して学べる環境づくりをということで、今も日々進んでいると思います中頓別学園構想や施設整備に関連して取組等について伺います。中頓別学園整備の近況としては、保護者説明会や学校備品の処分なども行われ、施設整備に向けた準備が進められている状況かと思いますが、主な費用面では6月定例会において約46億円の債務負担行為が設定され、8月の臨時会では当初5,000万円と予算化されていた仮校舎となる中学校の改修費用が8,700万円ほどに増額されました。今後もまだ2年近くは中学校を学校として使用することになると思いますが、耐震等の強度については問題ないでしょうか。強度の状態などによってその後の維持管理や利活用の選択肢も変わると思うので、改めて伺います。

また、単に老朽化した中学校生活の解消ということだけではなく、これだけの費用をかけた教育環境の整備であり、子供たちにとっても今まで以上に通いたいと思える学校、居場所となつてほしいものであります。本町では現在小学生54名、中学生33名という状況かと思いますが、児童生徒数は減少している中で、いわゆる不登校の状態となる子供は増えていると聞くところであります。コロナ禍の影響や心境の複雑化なども要因として考えられると思いますが、生徒数が数百人規模の大きな学校でも不登校ゼロを実現している例もあります。無理に登校を促すようなことではなく、あくまで自然に通える形とのことで、現代の学校の状況からすると貴重な事例であると思いますが、そういった取組についてはどのようにお考えになられるでしょうか。本町でも授業へのオンライン出席やフリースクールへの登校、カウンセリングなどの取組は行われていると思いますので、正確な人数に関する回答が得られるかは分かりませんが、中頓別学園設立に向けた現在の学校の状況ということで昨年報告いただいた中では中学校で人数的には生徒数の2割ほどが不登校という状況であり、いじめと認定される事案もあるとのことでした。その後の状況や対応についてはいかがでしょうか。

人数が少ないからこそできる町の子供たち一人一人に寄り添った環境づくりという点についても改めてお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（大島 朗君） ただいまの宮崎議員の安心して学べる環境づくりをということについてご答弁申し上げたいと思います。

中学校の耐震性や強度についてですが、平成11年度に耐震診断を実施し、耐震性のある建物と判断されています。また、令和4年度に実施した特定建築物定期報告時に実施した調査でも指摘なしの結果が出ています。中頓別町地域防災計画の予想される最大震度と照らし合わせると基準をクリアしているので、建物の安全性に問題はないと確認しています。今回の改修工事においては、安全面を最優先に必要な措置を講じていきます。将来的な利活用については、現小学校や中学校の歴史や思い出の品々を展示、公開する施設にするとともに、特に洪水時の高台避難所として指定する計画です。

次に、不登校児童生徒についてですが、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくない、したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されています。文部科学省は、コロナ禍による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や学校生活において様々な制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられると分析しています。不登校の認識に関しては、これまでの学校に通えないという考え方から大きく変化しています。現在ではフリースクールやオンライン学習も出席と見なされるようになり、多様な学びの形が認められています。また、教室以外の学習等の成果について適切な評価を実施し、その結果を評定などの成績評価に反映することが望ましいとされています。

本町においても教育支援センターを開設し、相談事業が大きく改善し、その中にフリースクールを設置したことで対象生徒全員がそこへ通学したり、オンライン出席の導入により子供たちが自分に合った方法で学び続けることができる環境を整えています。現在個々の要因で学校に登校できない対象生徒数の率は昨年度より減っています。一方、子供にとって学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、実際に一日の大半を過ごす場所として学校は多くの子供にとっての居場所となっています。子供が学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとともに、学校を多様なニーズや様々な背景のある子供を含め、みんなが安心して過ごせる場所にする必要があります。現在小さなSOSに早期に気づくことができるように、関係者が連携を図り、不登校の保護者への支援としてフリースクール親の会を定期的実施しています。

いじめに関しては、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されています。道教委によるいじめ調査もこの観点で毎年2回実施し、子供たちが嫌な思いをしていることについて学校と教育委員会が情報共有を図り、状況によっては町指導主事によって指導助言を行っています。また、学校独自の調査や教育相談週間を設定して児童生徒と面談を実施するなど、予防的対応や相談支援を行っています。

少人数での教育についてですが、少人数であるからこそきめ細やかな指導と個別支援が可能です。この環境を最大限に活用し、各生徒のニーズに応じた教育を提供できるよう個別最適な学習やAIドリルの導入を予定しています。特に、中頓別学園に向けた構想の一つに教育と支援の融合があります。現在中頓別町で行われている子ども支援ネットワーク会議やなかとんネウボラ、若者ケア会議、なかとんフリースクールなどの関係機関と連携し、乳幼児期から途切れることのない支援を目標にしています。中頓別学園は、学びのつながりの拠点となることも想定しています。今後も引き続き子供たちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 中頓別学園構想であるとか、この整備の状況について先ほど蓮尾議員も質問されていましたが、私もこの事業が始まってから毎度お伺いをさせていただいているような状況になるかなと思います。その点で今回、まず2年近くと言っていますけれども、これが1年半とか、もしかしたら1年ちょっとというようなことにも進捗の状況によってはなってくるかもしれません。工事中の仮校舎となる中学校校舎の状況について伺いました。たしか以前にもこういったお話があったようにも思うのですが、この建物の耐震強度ということについて、これから本格的な改修工事が行われる部分については現時点において安全性に問題ないと言っているかは分かりませんが、今の中学校自体は昭和44年に建てられたということなので、建設から55年もたっているということになると思いますけれども、頑丈に造られたものなのだなというふうに改めて感じているところであります。それであれば子供たちが長期で過ごす建物としても安心だなと思うと同時に、改めて町の施設の利活用に対して疑問を抱く方も少なくないのではということも言えるというふうに思います。

この中学校の校舎部分の老朽化ということが新たな学校建設の大きな理由としてあったかと思いますが、例えばほかにもトイレであるとか、暖房であるとか、教室や廊下などのつくりが中学校でいうとさすがにもう古過ぎるということもあったかもしれません。結局それも今は改修して使いやすいものにしようとしているわけですし、私も今の小学校から今の中学校へということを経験している世代でありまして、そんなに不便も当時は感じたりはしなかったのですが、古いなというような印象はありました。ただ、実はそういう見た目以上に耐震には問題ないと言えるほどの頑丈な建物であるということなら、それを生かして中学校を全面改修して活用するというような形の議論がもっと残っていてもよかったのではないかなというふうに思うところもあるのですが、そこまで話を戻すつもりではありませんけれども、これから1億円近い費用をかけて大人も子供も不自由なく生活できるだけの改修を行ったその後の利活用としてが洪水時の高台避難所にとどまるというようなもったいないことはしないでいただきたいと思うところでもあります。校舎部分も体育館も日常的な町民の方々の利用価値が非常に高い建物にこれから改修をして

なるのではないかなというふうに思いますので、これは町内の他の施設の状況なども含め、理にかなった活用をしていく必要があると思いますので、ぜひ町全体の施設の兼ね合いということでこの点は町長に再度伺えたらというふうに思います。

加えて、これもちょっと疑問に思ったのですが、ご答弁いただいている避難所としての利用ということについても、町のハザードマップからいくと中学校は既に避難所として扱われているという認識だったもので、これは指定ということであるというふうな認識でいいということになるのか、この点も確認できたらというふうに思います。

2点目として、いわゆる不登校に関する定義であるとか、実際に学校には登校しなくても出席できる形、勉強だけではなく自分の居場所として登校できるようなことへの取組についてお答えいただいているかと思います。オンライン授業についてはコロナ禍で導入が進みましたし、フリースクールの設置ということも存じ上げておりますので、そういった取組の効果として不登校になる子が例えば昨年度よりも減っているということであれば本当にそれにこしたことはないと思うのですが、例えば中学校3年生に不登校の状態にある生徒が数名いたとしても、これは卒業したら町の教育行政の範疇からは単純に減ったということになりますよね。また、このお答えからすると今も学校自体には登校できていない子も数名いるように思われますけれども、年間30日以上という定義なので、30日まではということになると思いますので、オンライン授業に加えてフリースクールも設置されて、そこへの出席、登校ということでいけば、子供たちのそもそもの人数が少ないこともありますし、そうそう不登校にはならないような印象も受けるのですけれども、そういった取組によって現状では不登校に定義される子はいないという状況ということであればそう言っていただいたほうが、これだけの学校を整備して本当に町の子供たちみんなに長く愛用してもらえるのかと心配されている町民の方々には分かりやすいと思うのですが、現状においてもそう言えるところまではいっていないのか。であるならば、最初の質問の中にあるもっと人数の多い大きな学校でも不登校ゼロを実現している事例と本町の学校の取組ではどういったことが違うのか、ゼロという結果につながっているそういった他校の例と同じように本町としてもいわゆる不登校のような状況を積極的に未然に防ぐというような姿勢で対応されているのか。また違って、ある程度流れを見守るような、どちらかといえば受け身的な考え方なのか。これは、用意されている環境というのはそんなに大きな差はないと思うのです。ただ、その方針によっては状況が異なったりもするようには思いますので、また今まで以上に町の大人たちに子供たちの成長は見守ってもらえるような環境ということをうたっているわけですから、学校や教育行政、町としての考えを今まで以上にこういったこともお伝えしていくということも必要ではないかなというふうに思いますので、この点も再度お聞かせいただけたらというふうに思います。

また、いじめの定義等に関するお答えもいただきました。これも間違いなく不登校の要因となるもので、北海道では、本当に残念ですが、旭川市や札幌市で最悪の結果に至ってしまったということも記憶に新しく、学校や教育委員会の責任が今も問われてい

ます。非常にデリケートな部分であると思いますけれども、決して人ごとでもないように思いますので、適切かつより迅速な対応が求められることであるというふうに思います。この点、具体的にいじめと判断されるような子供同士の関係性というのはあんまり小さい頃って恐らくないと思うので、小学校ぐらいから出てくるのではないかなというふうに思います。例えばそういったことが小学校にいるうちに改善されず、中学校在学中でも具体的に解決されないまま、高校へ行っても続くというような状況があったらということを、私もそうでしたけれども、今でもお隣の浜頓別高校に進学する生徒が多いということもあって、私が以前に浜頓別町の教育に携わっている方にお話を伺ったときに、確かに高校は道立だから、町の教育からはそれぞれ離れる形にはなるけれども、同じ町の中にある学校でもあって地元の子供たちが進学しているということからも、そういった状況などについても引き続き連携が取れる関係性にあるということを聞きました。この点、浜頓別町なんかと同じように中頓別町としても連携が取れているのか。または、例えば高校以降はもう町から離れているわけだから、極端な話ノータッチなのか。そんなことはないと思いますけれども、どのような連携や仕組みになっているのか、具体的な取組の事例などでお話しいただけるようなことがありましたら、この点も伺いたいなと思います。

それと、聞こうと思っていたことが先ほど蓮尾議員が丸々質問したので、違う質問に変えたいと思いますけれども、中学校の再利用の関係で、今日細谷議員がこれまでの過去の一般質問の検討していただいている内容について質問されていて、いい質問していただいたなというふうに思うのですけれども、私はつい最近の一般質問の関係で中学校の再利用の関係、資料としてお答えいただいていた。私の捉え違いかなというふうにも思うのですけれども、中学校の再利用というところに今までの小学校、中学校の展示だったりということをするような感じで私は文言的には読めたのですけれども、その部分はそういったことではないのか。中学校に展示ということではなくて、また違う場所に展示されるようなことなのか。これもちよっと最初の質問と関連しますけれども、これについても再度伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 中学校の利活用のところについてのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、中学校を今これだけトイレとかも改修とかするのであれば、もっと早い段階でこういったところをできたらというふうに捉えられるところもあるかなというふうには思うのでありますけれども、私が町長に就任した9年前の時点で教育委員会の方針は中学校の建て替えということになっていました。これは老朽化というところがあったと思いますけれども、その当時どこまで議論されていたか分かりませんが、今造られようとしている学校って、廊下1本でそこに教室が張りついていて、その教室の中で完結するという学校のスタイルからは変わっていると、新しい学びはそういう環境とはちょっと違う中でなされていくというふうな認識もあります。それはその当時どこまで議論されたかちよっ

と分かりませんが、それをもう一度再検討してもらおうというところからスタートしたので、当然建て替えを検討している段階でそこに投資するとかということは考えなかったというふうに思いますし、それから検討する今日までの時間の中でも基本的には建て替え移転という方向になっていく中でそこは考えにくかった。この間、考えてみると随分長い時間を子供たちは良好とは言えない環境の中で我慢してもらうことにならざるを得なかったと、そこは大変子供たちにとっては気の毒なことであったというふうに思います。その分、また今の仮設校舎でさらに我慢を強いられるようなところも多々あると思いますけれども、その中で少しでも良好な中で新しい学校に移転するまでの間を過ごしてもらいたいというふうに考えているところです。

これに伴ってトイレ等も改修されていくということで、この辺の活用について全て固まっているわけではありませんけれども、しっかり考えていかなければならないというふうに思いますけれども、先ほどお話があった避難所に関しては既に指定済みということであります。ただ、収容人員等については、現状では体育館のキャパだけで想定しているということでありました。今回教室等の改修やトイレ等の改善がなされるということで、そういった避難できる数的なところに関しては見直しをしていける可能性があるのではないかとこのように考えています。それ以外の期間における災害時以外の活用ということで備蓄をしたりとか様々考えられると思いますので、その辺は建物が空くまでの間に十分に検討していきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（大島 朗君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

中学校に展示ということであったところを先に申し上げたいと思うのですが、現在小学校と町民センターにたくさんの美術品も含めて歴史資料がありますので、そこをどこに保管をするかということについて一つの候補として中学校にということを考えています。どの程度のものがどういうふうに、それを持っていけるのかだとかということについては、今まず物を確認して、ごみの回収から進めているところからいろいろ出ているところもありますので、それらについては今抽出をしているところであります。

それから、不登校の関係ですけれども、未然に対応することも含めての現状ということでもありますけれども、現在文部科学省のほうではC O C O L Oプランといって不登校の考え方が大変変わってきています。3点あって、学びの場の保障、それから小さなS O Sをも見逃さないということ、それから学校の風土の見える化というようなことを言われています。そこにに基づきながら、すごいスピードで不登校の子供たちの全国的に増えているところを通して、国としての方針も変えながら、子供たちを真ん中に置いたときにどういう対応ができるかということを示唆されていますので、私たちもそこに準じながら、また今の中頓別町の子供たちの困り感に寄り添いながら進めているところです。先ほど申し上げたような、今年度から、Q－Uというものがあるのですけれども、それら子供たちの調査を新たに追加するだとか、それから今のいじめ調査もいじめをされていますかとい

うよりは、先ほど申し上げたように嫌なことがありますかというような聞き方をして、少しでも子供たちの困り感を早めにキャッチしようというようなことをしていますので、その嫌なことというのはより積極的に認知するということでの予防的な対応、それから積極的に子供たちへ関わりを持って指導できるようにということでの調査に変わってきているところもありますので、それらのことを含めて未然に、未然というか、子供たちの現状に合わせたような対応を進めているところでもあります。

それから、いじめのことについて高校ということがありましたけれども、様々な場面で、今浜頓別高校とは進学先ということもあり、連携をした対応を進めているところでもあります。ちょっと話は違うのですけれども、先日もこども園の子供たちが社会見学で高校を見学させてもらうだとか、いろんな活動をしながら地道に高校とのつながり、それから高校が今後も持続可能な高等教育として位置づくために、様々な現状の課題の共有だとか、それから将来子供たちが学べる場にするにはどうしたらいいかということについて連携を図っているところでもあります。ですので、子供の状況についても今申し上げたような連携を図ることが必要だと思いますし、今も進めているところでもあります。

それから、新しい施設については、宮崎議員がご指摘いただいたとおり、子供たちを地域の皆さんと共に育てるという、そういう大事なコンセプトもありますので、先日も道内のある先進地域でのニュースが報道されていましたが、地域の方が子供たちと出会う場があることで子供たちも自己肯定感が高まり、地域の方も元気になっていますというような報道もありましたが、私たちもぜひ先進事例に学びながら、そういう施設に、学校になるようにして不登校やいじめといった今の子供たちの課題についてぜひ予防的な対応を進められるように進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今伺った中頓別学園に向けた取組の部分については、今教育長からもご説明がありましたし、この点については今回の部分については理解できたかなというふうに思います。

中学校の利活用の関係で町長、教育長両方からお答えをいただきましたけれども、先ほど教育長からお答えいただいた部分、私が最後に聞いた部分です。何か中頓別町の学校の歴史を感じられるようなものだったりというのを中学校に、子供たちが学校として使わなくなった後に避難所だったり、そういう展示もするって、ただ展示もするのであれば、例えば避難したときだけに見れるということにもならないと思うので、ふだんからやっぱり何かしら有効に活用してもらえような利活用の在り方というのを町長とも一緒にぜひ考えていただきたいと思います。中学校は、校舎もそうですけれども、今直すわけですが、立派な体育館もあります。町民体育館というのは非常に老朽化している中で中学校にあれだけいい体育館があるということもちょうとちぐはぐだったりもしますので、こういったことの今後の活用に向けて、再度質問はしませんけれども、そういった部分につい

でもぜひ検討していただいて、町民の皆さんの理解につながるように深めていただきたいと思います。また何かありましたら、伺いたいと思います。

この質問については以上とさせていただきます。

それでは、最後になります。2問目は、町民利用が落ち込んだままの温泉、改修規模の根拠を明確にと題して、ピンネシリ温泉の今後の方向性についてお伺いできたらと思います。本定例会ではピンネシリ温泉の改修に係る設計費用が計上されています。これについても、今年度当初の段階でボイラーの更新と浴室の改修工事合わせて3,500万円ほどと予算化されていた部分でしたが、8月28日開催の全員協議会の中でこれに約1億円という大幅な追加をする形での改修工事を実施する考えに至ったことから、今回約500万円の実設計費用を新たに追加計上した旨説明がありました。ピンネシリ温泉の運営状況としては、前年度実績で収入約1,300万円に対して支出が約3,300万円、宿泊数では2,300回ほどと大幅に増加した一方で入浴回数はそこまで伸びていないことから、日帰り入浴などの利用の落ち込みは回復していないと考えられます。指定管理料を含めない純粋な収支としては2,000万円ほどの赤字であり、指定管理料自体も10年ほど前までは1,000万円程度で賄われていたものが近年では2,000万円近い町費を投入しても使い切るというような状況となっています。全盛期とは比較にならないほど小規模な売上状況ではありますが、町民の利用でにぎわい、指定管理料の多くを返還できていた頃を知る一人として、また実際に指定管理を受けているビューローの代表理事としてはこの状況をどのように捉えておられるでしょうか。このような状況の中、ボイラーや浴槽など施設の老朽化もさらに進んでいることがうかがえるわけですが、この温泉宿泊施設の将来性や存在意義などの議論を置き去りにしたままそこまでの費用をかける必要はあるのか。

利用が伸びている宿泊者の動向についても、その大半は事務職や営業職系の出張滞在によるものであるなら、本町の観光振興計画でうたわれている高級路線の中長期滞在は絵に描いた餅のままであり、これまでと同じような形で温泉を維持するために税金を費やすことは、およそ1,500万円を投じて作成された観光施設再整備計画の内容とも矛盾します。町としては、これを覆す明確な方向性を定めたということなのか。食事の提供が行われていないことから、今の温泉は史上最も多くの割合を利用しない町民によって支えられているということになると思いますが、人口1,400人台に突入した中頓別町民の負担は年間の運営費だけで1人当たり1万5,000円を超えています。このような状況で大きな改修に踏み切ることを町長としてはどのように判断されたのか。今と変わらないようでは最低限以上の改修に対する理解は得られないと思いますが、飲食部門の営業再開など今後の温泉や宿泊施設等整備の方向性を明確にお示しいただけないか伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 温泉に関するご質問にお答えしたいと思います。

ピンネシリ温泉は、入浴施設が平成元年度、宿泊施設が平成4年度に運用開始となりました。これまでの間、緊急的な修繕を幾度となく繰り返し運営してきたところですが、特

に入浴施設の設備機器などでは運用開始以来一度も未交換である機器や使用制限を超え、機能低下が著しい設備もあり、運営上の問題となっています。これらから令和6年度当初予算ではボイラー更新や浴室改修工事に係る費用を計上しました。改修に向けて改めて詳細な現地調査をしたところ、建物本体に深刻な破損箇所が発見され、さらに修繕箇所の増加や配管系に新たな不具合も発生したことから、それらに対応するため、最低限必要な修繕についての実施設計費用の計上に至ったところです。

そこで、改めて現在の温泉における日帰り入浴と宿泊の利用状況についてそれぞれ直近10年間と令和5年度の利用状況を比較して報告をさせていただきたいと思います。日帰り入浴については、令和5年度は9,960人で直近10年間の平均値と比較して100.3%とほぼ横ばいで、そのうち町民である高齢者及び福祉利用者の方は令和5年度は2,701人であり、過去10年間の中で最高利用客数となりました。町の人口は10年間の平均、平成26年4月の1,908人から令和5年4月1日の1,553人に減少しましたが、そのような状況でも多くの町民の皆様にご利用いただいているのではというふうと考えているところであります。

次に、宿泊についてでありますけれども、令和5年度は2,311人で、平均値対比で90.8%となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年度は1,227人まで落ち込んだことから、令和4年度から経営方針を転換し、温泉の認知度向上を目指し、素泊まりプランによる低価格路線で営業しています。令和5年度は部屋稼働率が60.6%となり、施策の効果が一定数発揮されたものと考えているところであります。こういった動向については、毎月実施する経営会議や担当課からの報告で把握をしているところです。また、宿泊における定員稼働率向上のための施策や物価高騰などによる経費増加対策の検討、令和6年度導入の価格変動制の運用習熟などは収支バランスの改善を目指すために必要な取組であり、実施しなければならないということで、なかとんべつ観光まちづくりビューローと共有をしているところであります。なかとんべつ観光まちづくりビューロー代表理事としてではなく、町長としてという立場になりますが、稼働率や利用客数の増加がある程度予測できる状況下で運営継続についてハード面での問題点を抱えていることについて憂慮しているところであります。

町としましては、平成29年度策定の中頓別町観光振興計画、令和2年度策定の観光施設再整備基本計画についてそれぞれ評価と修正案の検討を実施しています。社会情勢を一変させた新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に観光面において対応に苦慮したことは否めません。また、町としましても計画実施に向けた考え方が整理し切れていなかったところであると考えています。計画が定める方針や施策について、その一部のみの踏襲、実施にとどまるなど、十分に費用対効果が見込めたかについて反省すべき点があると認識をしております。ここに改めておわびを申し上げる次第であります。今後は、ピンネシリヴィレッジファーム全体のパッケージや認知度を勘案し、現在の営業形態を維持するために必要な最低限の修繕を実施したいと考えているところであります。また、高齢者や福祉利

用の方の利用も多くあることも温泉の営業継続を検討する上で重要な要因だというふうに思います。要望のある食事の提供再開について、人員確保を含めた継続的なサービスの提供が担保できる制度や体制を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 温泉の利用状況に関する部分にお答えいただいております。町内の高齢の方や福祉利用の方の利用でいうと直近10年間では前年度、令和5年度、これが一番多かったというところ。これは、恐らく220円利用のことをおっしゃっているのだというふうに思います。なので、それで町民利用が純粋に増えたということが判断できる数字ではないと思うので、あんまりこだわるところでもないと思うのですけれども、私が最初の質問で言っているような状況とは違うという意味合いで強調されているのかもしれないので、あえてそこにお付き合いするとすれば、ではその要因は何なのでしょう。どれくらい増えたのでしょうか。今年度の見通しについてはいかがでしょうか。また、これって400円から220円利用になる方が増えたということにもなるのではないですか、だとしたら400円利用の町民の方は減ったということになるのではないのでしょうか。現に令和4年度と令和5年度の入浴者数はほぼ同数です。そして、収支でいうと令和4年度より赤字が300万円増えています。当然そういう見方にもなりますし、宿泊では700人増加していることになっているけれども、全体の収入では100万円ぐらいしか増えていないということもありますので、この点何かあれば再度おっしゃっていただけたらというふうに思います。

この質問の趣旨そのものは、先ほど質問させていただいた内容は本当にそのまんまで、そんなに複雑なものではないというふうに思います。ピンネシリ温泉の今後の方向性、将来性の話であって、今までも今回のように最小限の修繕ですというようなことを繰り返してきているようなことになると思うのですけれども、その中でも今回想定されている改修というのはかなり高額になるかと思います。設計費を合わせて1億4,000万円というような額だというふうになると過去12年間の修繕費合計の3倍以上、さすがにこれはもう最小限の修繕ですというようなところにはちょっと収まらないのではないかと、さすがにこれはもう明確に方向を示す必要があるのではないかなというふうに思いますし、余談といいますが、先ほどの中学校の利活用にもつながるのではないかとあって、それで改めて先ほど耐震強度について伺った部分もあるのですけれども、今回これだけの費用をかけてボイラーや配管、浴槽などを入れ替えても、今後外壁であるとか建物そのものの問題が出てくるのではないかなと思います。温泉のほうです。これは、最初の質問で申し上げたような計画策定のときなどにもたしかこういった指摘もあって、今後は長く維持していくことというのは現実的ではないというような内容になっているのではないかとというふうに私は認識していたのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

温泉の建物でいうと、先に建設された温泉部分が平成元年建設なので、35年ほど経過していることになるとと思いますが、耐震的なその評価ということでは、先ほどの中学

校の話で55年も経過している中学校よりも、中学校のほうが下手したら耐震は強いのではないのと、温泉のほうが若いのに劣化が進んでいるのではないかなというふうに思ったりもするのですけれども、この点、これを先ほどの話に重ねますけれども、廃校になった学校というのを温泉などの入浴施設であるとか宿泊施設として再利用している事例が増えているように思いますが、こういったことって考えられないでしょうか。または、同じ1億円をかけるのなら、違う場所で高温の温泉が見つからないか掘ってみるほうが有意義ではないかというような声もありますし、1億円近くかける中学校を先ほど言ったようなことも含めて日常的に利用して、せっかく直したところを傷ませない、これは使わないとどんどん価値が本当に半減していくような感じになりますので、傷ませない活用の一つとしても、ほかにもいろんな選択肢はあると思いますけれども、温泉は温泉でだったり、中学校は中学校で、さっきの続きのような部分ですけれども、十分そういった利活用も考えられることだと思いますので、この点もお伺いできたらというふうに思います。

一番重要な方向性ということについて、今回いただいた先ほどの町長のご答弁からすると、今のピンネシリ温泉については私の受けた印象としては可能な限り今後も維持していくというようなお考えを今回お示しいただいたのではないかなというふうな、どうなのかなという印象なのですけれども、今後も修繕をしながらでも維持をしていく必要のある施設と考えての今回の設計費だったという、そういったことをお考えになったの提案であるという、そういう理解でよろしいかどうか。

また、このご答弁には代表理事としてのお答えはないということだと思いますけれども、例えば町長も我々も与えられている任期は4年ですから、なかなか任期より先のことは答えづらいところがあるかもしれませんけれども、それこそ代表理事としてのお立場であれば会社の方針としてもっと先のことまでお考えをお聞かせいただけたところもあると思いますし、町長が代表理事を務めていて、指定管理が主な事業であるということから第3セクター的な会社という認識が大半かと思いますので、そんなにお答えいただくのに大きな支障もないように思いますが、この点も含めて、多くの町民の皆さんにとっても必要な施設であると思っただけのピンネシリ温泉の在り方というものについても、例えば飲食部門の再開であるとか、トイレの水洗化や客室の改修、恐らく先ほどそういうようなお話もあったかと思いますが、今後の工事関係での需要増加ということも見越してのことではないかなというふうにも思いますし、そもそも地域の経済効果を高めるということがDMOの大きな役割でもあると思いますので、今の温泉にはどういうことが必要だと思っておられるのか、どういう形が望ましいとお考えか、これも含めて再度お伺いできればと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど報告した現状の利用状況について十分でなければ担当課長から後ほど補足をしてもらいたいというふうに思いますけれども、申し上げたかった趣旨としては、10年間の平均とほぼ利用者数が変わらないで入浴に関して推移をしていると

ということと、確かに高齢者が増えればそれ以外の人は減ったというところはあるかもしれませんが、ある意味なかなか町外に出にくい高齢者の人にとってまだなお大切な保養の場所としてあるという、その現状の位置づけという意味で説明をさせていただいているというふうにご理解を賜ればというふうに思います。

それで、確かに1億円を超えるお金が安いお金だというふうな認識を持っているわけはありませんが、ただこれだけ経過した建物をこの先も使っていくということを考えたときに、最低限ということを繰り返していますけれども、これらを改修しないと、いつまた何らかのトラブルが起きて使えなくなるとか、そういうことが起き得るのではないかと。少なくとも今回更新するボイラー施設が耐用年数を迎えるまでの間については一つのめどとしてこの改修をまず行って、従来どおり町民の皆さんを中心とする入浴のニーズに対して応えていく対応を取りたいということでもあります。

それと、今後の方向性、この投資をすることで必ずしも一致していないところがあるというふうに思いますけれども、最初の質問にもお答えしたとおり、客室稼働率は悪くないのです。さらに、これに対して1施設しかないのも、どうしてもお断りしている、入れないという業者も相当数いて、現状の客室数、実際各部屋ほぼ1人という利用状況になっているので、宿泊者数はやっぱりどうしても伸びないので、収益を大きく改善していくというのはなかなか難しいところがあるのかなというふうに思っています。そういう面で、先ほど申し上げていますが、これまで策定してきた観光振興計画等についての見直しを行っていく中で、おおむね今年度中にはこうした将来的な方向性というものをお示しできるように考えていきたいというふうに思っています。

あと、指定管理料が私が町長に就任する前まで、要するにビューローを立ち上げようというか、そういうふうにしていくまでは1,000万円を切っている900万円というのをずっと続けて指定管理をやってきたという経過がありました。ただ、実際労務的にはかなりブラックな働き方を強いてきたというようなところもあって、今の働き方改革に照らして適正な雇用、働く環境をつくっていくという中で労務費等についても人の配置等についてもやっぱり考えなければいけないという要素と、また燃料費の高騰等もあって大きくなっているという要素もあるというふうに思います。もちろん食事とかを提供できなくなったことに伴う収益力の低下というのは否めませんが、そういったようなところも複合的にあって現状に至っているということでもあります。

ただ、もともと敏音知地区に関して言うと、先ほど議員もおっしゃったように高価格帯な長期滞在とかの利用を見込むような振興計画になっていますけれども、現状の運用としてはビューローとしても、マイクロツーリズムというか、近隣の利用というところに重点を置いた中で収益を少しでも上げると、そこに活路を見て進めているという現実的な対応としてそうなっているというところもあります。そういったことも含めて考えた上で今年度いっぱいをめどに何らかの方向性をお示しできるようにさせていただきたいというふうに思うところでありまして、ご理解を賜ればというふうに思います。いずれにしても、今

回の浴室改修はそれに見合うのかというのが議員のご指摘するところかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように高齢者を中心とする現状の入浴ニーズについて当面の間応えていける、そこを維持するための必要最小限での改修という考え方に立っているというところもご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） ちょっと細かい数字が今手元にございませんで、そちらのほうは後ほどご報告申し上げたいなというふうに考えます。今町長のほうでご答弁いただきましたことについてちょっとだけ担当の者として補足させていただきなと思います。

まず、先ほどご質問いただきました耐震ですとか外壁というところになりますけれども、今回予定している工事の中の外壁につきまちは現状の故障箇所が浴槽の水が漏れて外壁まで出ているという事象があるのですけれども、今回改修に当たって詳細な調査をしたところ、鉄筋が中で溶けていて、そういった維持補修、補強工事なんかも必要だということで今回こういった工事費用になっているのですが、そこに係る外壁のメンテナンスになりますので、入浴施設及び宿泊施設全体における外壁の全体的な整備というところは今回の工事の中には入っておりません。といったところも含めて必要最低限というふうなところをご報告申し上げているところであります。ですので、今後ピンネシリ温泉の在り方につきましては、今町長がご報告申し上げたとおりとなると思いますけれども、改めて別途、継続的な経営をするということであれば改めてこういった改修工事、補修が必要ですよということは議会の皆様にご報告申し上げて都度都度情報を共有させていただきたいなというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今矢部課長のほうからも追加のご答弁をいただいて、最初に利用状況なんかについても町長がおっしゃったように、町民の方の保養の場所ということというは私もずっと思っていることなので、実際に多分町民の方で利用されている方の実数というのはそんなに多くはないと思うのです。ただ、本当に町民の方の利用というのはそういう非常に多く利用していただいている常連の方々に賄われているようなこともありますので、そういった場所をなくさないようにという、保養の場所ということが、例えば町外からの利用が全然なくなったとしても、それでも町民の方のために残すよということであればそれはそれでいいと思うのです。ピンネシリ温泉にはピンネシリ温泉の方向性があっていいと思うので、さっきの中学校であれば中学校だけで見たそれを活用する方向性があっていいと思うのですけれども、そもそも方向性ということには今回多分まだ今の時点では明確にお答えいただくことはできなかったのではないかなというふうに思うのですけれども、今想定されている改修というものを行った場合、たしか今のボイラーなんかも想定年数をはるかに超えて動いているようなというような説明もいただきました。ボイラーが

新しくなったとしたら、もしかしたら今後20年、30年、またそれはそれでもつかも
れない。といったら、20年、30年は温泉をやるということになりますよね。それで、
今特に思うのは、地下タンクは何とかしたほうがいいと思います。今地下タンクが使える
い状態で、これが短い期間ならいいのです。ただ、例えば灯油配送なんかでいうと3日に
1回もたないぐらいのペースで49タンクに入れに行っていると、今年たしか長寿園の地
下タンクの取組、何かありましたよね。だから、やっぱり長く今後も使っていくような施
設であるならこういったことはしっかり、費用の関係なんかも含めてですけれども、本当
に20年、30年これからも使うとしたらそれは絶対早いうちにやっていただいたほうが
いいように思います。

また、ちょっと話がずれるところかもしれませんが、先ほどの蓮尾議員の一般質
問の中で北村課長がお答えになっていた住宅の関係、ちょっと話がずれるように思うかも
しれないですけれども、今回この議会の一般質問の「かけはし」の取組もまんざらでもな
いと思ったのは、それを見た方がお兄ちゃん、ちょっと話があるのだけれどもって言わ
れて、今学校のリフォームだったり、中学校のリフォームだったり、松田商店のリフォー
ムだったり、あとこのピンネシリ温泉のリフォームというのを目にしたので、こんなに町
の施設のリフォームばかり私たち負担しなければいけないのかいと、こういうことばかり
ではなくて、町民の皆さんに負担を求めるだけではなくて、町民の皆様の負担を軽くして
あげるといふこと、北村課長のほうから何かお考えになっているようなお話もありました
けれども、私たちの住宅をリフォームした者には何かないのかいというようなお話なんかも
いただきましたので、こういったこともこのことに対する声ということで捉えていただ
いて、ぜひ町長にもそういった仕組みなり、町民の皆さんへの手厚い制度だったという
ことも含めて考えていただけたらなというふうに思います。

私の一般質問は以上とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これにて宮崎議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

ここで議場の時計で3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第52号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第52号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第52号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） それでは、議案第52号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案7ページをお開き願います。議案第52号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

議案12ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。改正の要旨、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号、令和6年政令第137号、令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）が令和6年3月31日にそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、町民税、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とするもの。また、法律改正に合わせて特例措置を廃止するもの。

2、固定資産税、法律改正に合わせて規定の整備を行うもの。

また、改正の概要については、同項に記載されてありますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案9ページをお開き願います。第34条の7、1号、リにつきましては、公益信託制度の創設と所得税法の改正により、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を控除する規定を整備、また法律改正に合わせて文言の整備を行っております。

議案10ページ上段、56条では規定する法人での減免規定を法律改正に合わせて文言の整備を行ったものであります。

議案11ページ中段、附則第4条の2、公益信託制度の創設に伴い、特例措置が廃止と

なります。

議案 8 ページをお開き願います。附則第 1 条では施行期日を、第 2 条では経過措置を規定しております。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 5 2 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 3 号

○議長（星川三喜男君） 日程第 1 1、議案第 5 3 号 中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 5 3 号 中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、政策経営課、野田担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 野田政策経営課まちづくり担当課長。

○政策経営課まちづくり担当課長（野田繁実君） よろしくお願ひいたします。議案 1 3 ページをお開き願います。議案第 5 3 号 中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 9 日提出、中頓別町長。

それでは、制定の要旨をご説明いたします。議案 2 1 ページをお開き願います。あわせて、別に配付させていただきました補足説明資料もご参照いただければと思います。中頓別町コミュニティ施設は、第 8 期中頓別町総合計画策定段階において町内の市街中心部に位置する立地条件を有効活用した町民活動の拠点づくりとした提案を参考に、町内関係者との協議、広報紙等にて利活用の際してのアイデア募集や試行活用を実施してきました。

これまでの経過から、１点目として中学、高校生が集い、活用できるシンボリックな拠点づくりと勉強以外での活動ができる施設、２点目として町民自ら相互交流を実践し、行政に頼らないで活動し、共助の仕組みのマッチングや町民相互による支え合いの拠点化となる施設、３点目として子ども食堂など地域コミュニティ形成に取り組む活動をされる団体、個人のサポートを行う施設、そして総合計画７つのアクション活動をサポートする拠点として運用をスタートし、町民の地域交流の活動、健康増進や文化的活動形成に寄与するためのコミュニティ施設としてその位置及び管理に関する条例を制定するものです。

それでは、各条項についてご説明をいたします。議案１４ページにお戻り願います。第１条は、目的として、町民の地域交流の活動、健康増進や文化的な活動形成に寄与するための拠点施設とすることを定めるものでございます。

第２条は、名称及び位置として、名称を中頓別町コミュニティ施設、位置を枝幸郡中頓別町字中頓別６番地とすることを定めるものでございます。

第３条は、使用時間及び休館日を定めるもので、第１項は一日の使用していただく時間を１０時から１８時までを基本とし、水曜日と木曜日については１８時から２１時までの時間帯に使用申請があったときには開館するというものでございます。

第２項は、休館日を定めるもので、第１号は年末年始となる１２月３０日から翌年１月４日までの日、第２号は毎週月曜日と火曜日、第３号は国民の祝日に関する法律に規定する休日とするもので、第３項では前２項に定める使用時間と休館日を特に必要があるとなったときに変更することができるよう定めるものでございます。

第４条は、使用の許可について定めるもので、第１項は主要区分を別表１に掲げるものでございます。議案１８ページに別表１を載せてございます。また、補足説明資料の４ページ、５ページに平面図を載せてございますので、一緒に御覧いただければと思います。１階にフリースペース、チャレンジキッチン、２階にコワーキングスペースとして６つの部屋、展示、掲示をするスペースとして使用申請書の提出と使用許可を事前に行うこととされているところであります。

議案１４ページにお戻りいただきまして、ただし書として、チャレンジキッチンを定期的に使用したい申請者が複数あり、同じ時間帯で使用が重ならないように事前に日程調整を行うため、前の月の２０日までに申請いただくように定めるものでございます。

議案１５ページに移りまして、第２項は会員登録について定めるものでございます。その区分は、別表２として議案１８ページに掲載しているところでございます。個人と団体の別に、さらに町民、一般というふうに分けて登録手続をしていただければ定期的な使用内容に変更が生じなければ２回目以降の申請を省略するようにするものでございます。ここで定期使用となるチャレンジキッチンを対象外としたことについては、毎月の申請をしていただくためというところによるものでございます。

議案１５ページになりますが、第３項は１階のフリースペースを占有しないで気軽に出入りができ、自由に使用をされたい方に第１項の手続を不要とするために定めるものでご

ざいます。

第4項は、使用許可証を交付することを定めるものでございます。

第5条は、使用の制限を定めるもので、第2項に使用を許可しない事項として、暴力不法行為を行うおそれのある者、公共及び風俗を害すること、宗教上の儀式、不適切なあつせん勧誘、第1条の目的に寄与しない営利を目的としていることといたしました。

第3項は、使用条件を変更または取消しをすることを定めるもので、使用申請内容と使用内容が異なるとき、許可条件に違反するとき、公益上やむを得ない事由が生じたとき、秩序を乱す行為があったとき、さらに担当職員の指示に違反し、使用上の遵守事項、遵守事項につきましては別途規則で定めますが、これに反する行為としています。

第6条は、使用許可を受けた使用者が許可された内容に変更があるときにはその手続を行っていただくことを定めるものでございます。

第7条は、会員登録及び別表3に掲げる使用料を許可を受けた際に納付していただくことと、また商業使用の区分に適用する使用料と使用延長となった使用料は使用終了後に徴収することを定めるものでございます。

別表3の使用料金についてご説明いたします。議案19ページを御覧いただきたいと思います。別表1、使用区分と別表2、会員登録によりまして、町民会員になられた方の料金の場合と会員となられない町民の方と一般で会員登録をされた方は同じ料金で、会員登録をされない一般利用の方の料金としては3つの区分としているところでございます。使用される方の区分により、施設使用料の区分を分けているというところでございます。詳細につきましては、省略をさせていただければと思います。

議案16ページにお戻りいただきたいと思います。第8条は、公用または公益的な活動等による施設の使用であると認める場合には使用料の全部または一部を減免することができることを定めるものでございます。詳しくは規則で別に定めるということで、今準備をしているところでございます。

第9条は、使用料の返還の許可について定めるもので、使用料は返還しないことといたしますが、使用者の責任によらない理由により使用ができなくなったとき、使用前に許可の取消しや変更申出がされたとき、公益上やむを得ない事由が発生したときには使用料を返還することとするように定めるものでございます。

第10条は、使用者の義務を定めるもので、許可を受けた以外の使用の権利譲渡、転貸してはならないこと、使用は施設の原状回復を行ってから返還すること、原状回復を履行しないときに要する費用が生じているときにはその費用を支払うものと定めるものでございます。

議案17ページとなりまして、第11条は賠償の責任を定めるもので、使用者は故意または過失により施設等を損壊等したときには原状に復し、または損害を賠償しなければならないこととする。ただし、やむを得ないと認めるときにはこの限りではないとしたところでございます。

第2項では、使用者の実施する行事等の参加者に事故があったときには、その使用者がその責任を負うということを定めるものでございます。

第12条は、施設管理を指定管理者に行わせることができるよう定めるものでございます。当面は直営で運用するため、いずれそのときが起き得るときに備え、必要な条項とするものでございます。

第13条のその他は、この条例で定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

附則、この条例は、令和6年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） すみません、細かい部分なのですが、18ページにある別表1の中にあるコワーキングスペースとしての利用が想定された場合について、よくある民間であったり公共でコワーキングスペースを設置する場合において、企業の事務所代わりで使うということが多く想定されるのですが、その場合に郵便物を届けられるようにするのが大体のパターンなのですが、今回はどのように想定をされているかというところについてと、結構大きな施設になりますので、イベント等をやるときに、この町は車で移動する方が多いので、駐車場はどこを使われるのかなというちょっと心配があって、あそこ路上駐車になってしまうかなというところは今のところどう考えているのか、2点お伺いします。

○議長（星川三喜男君） 野田政策経営課まちづくり担当課長。

○政策経営課まちづくり担当課長（野田繁実君） コワーキングスペースの利用に関してありますが、会社としてご利用していただくというところは今の時点で想定はしていないというところでございます。あくまでもちょっとしたオンラインの会議ですとか、ちょっと別な環境で仕事をされたいというような方を当初想定しておりますので、今後会社での利用というようなことが実際に起きたときには別途調整しながらというふうに考えているところでございます。

次に、駐車のことについてですが、夏に関してはまず旧安川商店のところの駐車スペースと元消防があったスペース、さらにたくさんの人数をお呼びになるような活動、行事等になれば郷土資料館の駐車場をご利用いただくような形でこの間利用していただく方々とは相談をしてきたところです。ただ、冬になりますとどの場所も雪置場になってしまいますので、そこは道路管理者の方々と、一番ベストな形とはしていませんけれども、郷土資料館になるべく置いていただいたほうが、車も道路際に駐車をしないような形を原則として進めたいなと思っておりますので、利用される皆様方とは合意形成を図りながら詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５３号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５３号 中頓別町コミュニティ施設の設置及び管理等に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第１２、議案第５４号 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第５４号 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例の制定について、保健福祉課、相馬担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課保健担当課長。

○保健福祉課保健担当課長（相馬正志君） 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例の制定についてご説明をいたします。

議案２２ページをお開き願います。議案第５４号 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例の制定について。

中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年９月９日提出、中頓別町長。

議案の２５ページをお開き願います。制定の要旨を御覧ください。本条例は、令和５年度で新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了し、新型コロナワクチンはインフルエンザ等と同じＢ類予防接種となったため、町民の費用負担が生じることとなりました。町民の費用負担を軽減し、新型コロナ感染症の罹患予防を図り、町民の健康を守るために条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容をご説明をいたします。議案２３ページをお開き願います。第１条、目的では、新型コロナ感染症の罹患予防と住民の健康の保持増進を図ることを目的とし、新型コロナワクチンの予防接種を受ける者に対し、予防接種に関する費用の一部を助成する旨を規定しております。

続きまして、第２条、対象者では、予防接種費用の助成を受けることができる対象者を

規定しており、本町に居住し、住民基本台帳に記録されている者とするを規定しております。

第3条、予防接種医療機関では、予防接種を受けることができる医療機関を中頓別町内の医療機関とするを規定しております。

第2項では、対象者がほかの市町村の医療機関等に長期入院している場合など特別な事情がある場合、助成対象者からの申請に基づき、ほかの医療機関で予防接種を受けることができる規定を定めております。

第4条では、予防接種の期間を規定しており、期間は10月1日から翌年の3月31日までと規定をしております。また、必要と認めるときはその期間を変更することができることも規定しております。

第5条では、助成金の額を規定しており、医療機関の定める予防接種費用から別に定める被接種者の負担分を差し引いた額とする旨を規定しております。

第6条では、助成金の支払いについて規定しており、対象者が医療機関において予防接種を受けたときは助成金の額を医療機関に支払い、予防接種費用の助成を行ったものと見なすことを規定し、第2項では助成金の支払いは医療機関からの請求により行うこと。

第3項では、医療機関は助成金の額を一月ごとに集計し、翌月の10日までに予診票を添えて町に請求すること。

第4項では、第3条第2項で説明しましたほかの医療機関で予防接種を受けた場合による予防接種費用の一部について、申請に基づき、直接対象者に支払うことができる規定を定めております。

第7条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則、この条例は、令和6年10月1日から施行する。

また、本条例と関連する施行規則においても制定を行うよう現在進めております。

ワクチン接種に係る自己負担額及び助成金の額等につきましては、別に配付しております保健福祉課所管の令和6年度中頓別町一般会計補正予算の補足説明資料に記載しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５４号 中頓別町新型コロナ予防接種費用助成に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号

○議長（星川三喜男君） 日程第１３、議案第５５号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第５５号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案２６ページをお開き願います。議案第５５号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年９月９日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案３０ページをお開き願います。中頓別町コミュニティ施設を重要な公の施設並びに議会の議決を経るべき重要な公の施設の長期的かつ独占的な利用または廃止に関する施設として位置づけるため、一部改正を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案２８ページをお開き願います。第２条では地方税法に基づき条例で定める施設のうち、廃止または長期的かつ独占的な利用をさせるときに議決が必要となる重要な施設として第１項第９号に中頓別町コミュニティ施設を追加し、第３条では１年以上の長期的かつ独占的な利用に際し、議会の議決が必要なことを定める施設として第１項第１号中、町民センターの次に中頓別町コミュニティ施設を追加、第４条では５年以上の独占的な利用または廃止に議員の同意が必要な施設を規定する施設として第１項第１号中、町民センターの次に中頓別町コミュニティ施設を追加します。

議案２７ページをお開き願います。附則、この条例は、令和６年１０月１日から適用す

る。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５５号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５５号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５６号

○議長（星川三喜男君） 日程第１４、議案第５６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第５６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第５６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案３１ページをお開き願います。議案第５６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２４号）の一部を別紙のとおり制定する。

令和６年９月９日提出、中頓別町長。

議案４１ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）が令和５年６月９日に公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）別表第２が廃止されました。また、令和６年４月１２日公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和６年政令第１６９号）により令和６年５月２７日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

また、改正の概要について同項に記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案３５ページをお開き願います。上段、第１条では法律改正に伴い条、号の整備を行い、中段、第２条では用語の定義を新設しており、第５号では個人番号利用事務を、６号では特定個人番号利用事務、７号では利用特定個人情報を定めております。

議案３５ページ下段から議案３６ページ中段までとなります。第４条では、特定個人番号利用事務を利用できる範囲として教育委員会を追加、また事務処理を行う情報範囲の整備を行ったものであります。

議案３６ページ中段、第５条では特定個人情報を提供できる照会機関や情報提供機関、その事務の内容の定義を新設しております。今回の改正では、国の法律改正に基づき教育委員会から情報照会が来たものを特定個人番号を活用し、情報提供ネットワークシステムを用いて速やかに情報提供を行うことができるように条例の一部改正を行うものであります。

議案３０ページをお開き願います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行とします。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５６号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（星川三喜男君） 日程第 15、議案第 57 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 57 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 議案第 57 号についてご説明いたします。

42 ページをお開きください。議案第 57 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 9 日提出、中頓別町長。

60 ページをお開きください。改正の要旨でございます。1、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除いたしました。第 10 条でございます。民法改正により、債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加などを踏まえ、今後公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、保証人に関する規定を削除いたしました。

2、入居者資格の説明中から地域の実情に応じた入居者条件の例示を削除いたしました。第 5 条でございます。地域において独自に入居者の具備すべき条例を定める際の例示として、現行の中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例においては国税や地方税を滞納していることと記載していますが、入居希望者の事情は様々であることから、税の滞納をしている場合であっても配慮すべき場合、これは主に災害の被災者に適用されるところと考えられますけれども、それに当たると考えられることから、当該例示を削除するものであります。

3、家賃の減免または徴収猶予の説明中に民生部局との十分な連携を追記いたしました。第 14 条でございます。家賃の滞納が生じた場合に民生部局とも連携して収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し、状況に応じて個別具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど適正に家賃徴収を行っていくとともに、必要に応じて家賃減免などの負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮し、適切な対応を行っていくことが重要であることから、民生部局との十分な連携を追記するものです。

4、認知症の入居者（収入申告ができない者）に関する収入申告義務の緩和（収入申告に基づかず事業主体が収入認定）を反映いたしました。第13条第4項でございます。

5、入居者に修繕を要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならないことを記載いたしました。すみません、これは第20条って書いていますけれども、第19条の訂正でございます。申し訳ありません。入居者に修繕を要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について特約を締結することとなるため、町長はその内容を具体的に定めなければならないとするものです。

6、入居者が家賃を支払えないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることとするを明記いたします。条文は記載されていませんが、第17条でございます。不法行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に変更いたしました。また、他法に規定されている入居者資格の条件が緩和される者をまとめて記載いたしました。

46ページからは新旧対照表を記載しております。

43ページからは改め文を記載してございます。

45ページをめくっていただきまして、下段、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第16、議案第58号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第５８号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案６２ページをお開き願います。議案第５８号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年９月９日提出、中頓別町長。

議案６５ページをお開き願います。改正の要旨を御覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）が公布されたことに伴い、中頓別町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

６３ページをお開きください。読み上げての説明といたします。中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険条例（昭和３４年中頓別町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附則として、この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５８号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５８号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５９号

○議長（星川三喜男君） 日程第１７、議案第５９号 工事請負契約の締結の件を議題と

します。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第59号 工事請負契約の締結について、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

66ページ、別に配付いたしました1枚物の両面になります。議案第59号 工事請負契約の締結について。

令和6年9月3日に指名競争入札に付した建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。契約の目的、中頓別町立中学校改修工事。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、8,525万円。契約の相手方、稚内市潮見1丁目9番15号、石塚建設興業株式会社代表取締役社長、石塚英資です。

本工事は、新しい学校造りの建設工事に先立ち、中学校を小学校の仮校舎として利用するための改修工事となっております。工期につきましては令和7年2月21日を予定していますが、本年12月末をもって仮校舎として利用できるよう完成を予定しております。落札率については98.85%で、入札の結果につきましては次ページを参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第67号

○議長（星川三喜男君） 日程第18、議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

追加議案の1ページをお開き願います。議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、中頓別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

4ページを御覧願います。変更の要旨であります。本計画に登載しております各事業の令和6年度から令和10年度までの計画期間における事業費及び辺地対策事業債の予定額が計画額を上回る見込みとなったことから、本計画の変更を行うものでございます。

それでは、2ページをお開き願います。変更部分についてご説明申し上げます。3の公共的施設の総合整備計画におきまして、施設名、道路の事業費を11億1,040万円から16億1,040万円に、財源内訳、特定財源を10億7,304万6,000円、一般財源を5億3,735万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を5億3,670万円に変更。施設名、飲用水供給施設の事業費を9,099万円から5億4,099万円に、財源内訳、特定財源を1億8,202万7,000円、一般財源を3億5,896万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3億5,880万円に変更。施設名、農道及び林道の事業費を1億900万円から3億3,080万円に、財源内訳、特定財源を1億5,850万8,000円、一般財源を1億7,229万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億7,210万円に変更。施設名、消防施設の事業費を363万9,000円から1,563万9,000円に、財源内訳、一般財源を1,563万9,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,56

0万円に変更。施設名、除雪機械の事業費を5,800万円から2億9,797万7,000円に、財源内訳、特定財源を1億7,360万円、一般財源を1億2,437万7,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億2,350万円に変更。施設名、農業共同利用施設の事業費を4,672万3,000円から6,672万3,000円に、財源内訳、一般財源を6,672万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6,660万円に変更。施設名、観光またはレクリエーション施設の事業費を4,387万2,000円から2億5,969万3,000円に、財源内訳、一般財源を2億5,969万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億5,960万円に変更するものでございます。

本計画策定時の各事業費につきましては、一部の事業を除きまして把握できる単年度事業費で整理していたところでございますが、今回道路ですとか観光またはレクリエーション施設におきまして今年度における辺地対策事業債の予定額を上回る見込みの事業が生じたことにより計画の変更が必要となったことから、これに併せまして全体的に5年分の事業費の精査、積み上げを行い、変更を行うものでございます。

なお、各施設名の事業内訳につきましては3ページに掲載のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第67号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議場の時計で25分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時25分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第60号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第19、議案第60号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第60号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 議案第60号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町一般会計補正予算。

令和6年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,901万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,506万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1点目は、過疎対策事業債の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前4億1,040万円から変更後4億1,120万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。過疎地域持続的発展特別事業の限度額を変更前6,030万円から変更後6,080万円とするもので、いわゆるソフト事業に充当できる配分額が増額となったことによる追加。中頓別学園整備事業の限度額を変更前1億5,600万円から変更後1億5,630万円とするもので、笹野川整備工事において電柱移設補償費が生じることに伴い、追加するものでございます。

2点目、起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前2億8,290万円から変更後

3億9,720万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。秋田原野線交付金事業の限度額を変更前2,630万円から変更後3,300万円に、橋梁長寿命化整備事業の限度額を変更前500万円から変更後1,250万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前4,270万円から変更後1億1,260万円に、除雪機械整備事業の限度額を変更前1,930万円から変更後4,240万円に変更するもので、いずれも国庫補助金の額確定に伴い、不足する財源を起債に振り替えることによる追加でございます。林業専用道上頓別線開設事業の限度額を変更前1,510万円から変更後1,710万円に変更、事業内容の精査による追加、ピンネシリ温泉改修事業の限度額を変更前3,410万円から変更後3,920万円に変更、施設改修工事の実施設計業務委託料を計上したことに伴い、追加するものでございます。

3点目、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前2,730万円から変更後2,510万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。道路施設予防保全事業の限度額を変更前2,630万円から変更後2,410万円とするもので、事業内容の確定による減額でございます。河床掘削事業につきましては、変更ございません。

6ページをお開きいただきまして、地方債補正4点目は公共施設等適正管理推進事業債の限度額を変更前3,060万円から変更後3,270万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。道路長寿命化事業で事業内容の精査により追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。16ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から234万8,000円を減額し、6億3,471万9,000円とするもので、人事管理事務事業、2節給料で121万8,000円、3節職員手当等で77万5,000円、4節共済費で24万8,000円、18節負担金補助及び交付金で10万7,000円をそれぞれ減額、一般会計と水道事業会計での人件費計上の精査によるものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては、28ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

4目財政管理費では、既定額に84万円を追加し、2,663万6,000円とするもので、町有財産維持管理事業、10節需用費で車両修繕料としてマイクロバス車検費用15万円、町有住宅の電気温水器取替え費用として53万5,000円、合わせて68万5,000円を追加計上、18節負担金補助及び交付金では宮下会館の修繕費用に対する町負担分11万7,000円を計上、26節公課費ではマイクロバス車検に係る自動車重量税3万8,000円を追加、詳細につきましては建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に157万5,000円を追加し、1億2,432万9,000

0円とするもので、総合開発委員会事業、2節給料で97万3,000円、3節職員手当等で29万8,000円、4節共済費で12万4,000円をそれぞれ計上、中頓別町コミュニティ施設の管理運営を行う会計年度任用職員を配置するための人件費を計上、11節役務費で3万円、17節備品購入費で15万円を計上、スマートフォンの購入費用と通信費用でございます。詳細につきましては、政策経営課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に4万5,000円を追加し、2,583万8,000円とするもので、社会福祉総務事業、18節負担金補助及び交付金で外国人介護福祉人材育成支援協議会への負担金として2万円を計上、19ページ上段、22節償還金利子及び割引料で過年度の国庫負担金の返還金2万5,000円を計上。詳細につきましては、保健福祉課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

18ページでございます。2目老人福祉費では、既定額に155万2,000円を追加し、1億9,365万6,000円とするもので、養護老人ホーム運営事業、10節需用費で火災通報装置の修繕費として18万2,000円を追加、19節扶助費で介護保険サービス利用者負担加算、入院患者日用品費、合わせまして137万円を計上。詳細につきましては、養護老人ホーム長寿園作成の補正予算説明資料をご参照願います。

4目障害者福祉費では、既定額に35万8,000円を追加し、1億1,914万1,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、22節償還金利子及び割引料に同額を追加、過年度の道費負担金の返還金でございます。

7目地域福祉対策事業費では、既定額に24万円を追加し、409万円とするもので、緊急通報システム事業、12節委託料に同額を追加、新規申込みと今後の見込み含め、不足見込額を計上。

8目介護福祉センター費では、既定額に82万5,000円を追加し、685万2,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、17節備品購入費で同額を追加、施設開設当初から設置しておりますストーブ3台分が故障しており、これを更新する費用でございます。

2項児童福祉費、7目こども包括支援費では、既定額に298万7,000円を追加し、976万2,000円とするもので、子ども・子育て支援事業、12節委託料に子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料として同額を追加計上。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に774万6,000円を追加し、2,313万4,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料に定期接種及び任意接種に対する委託料として同額を計上。

3目環境衛生費では、既定額に58万3,000円を追加し、1億5,412万9,000円とするもので、環境保全活動推進事業、14節工事請負費に役場庁舎裏に設置しております太陽光パネルの一部に損傷が見られることから、これを交換する費用として同額を計上。詳細につきましては、総務課住民グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

ます。

2 項上水道費、1 目上水道施設費では、既定額に1, 067万3, 000円を追加し、9, 172万6, 000円とするもので、水道事業運営補助事業、18 節負担金補助及び交付金に同額を追加、水道事業会計の人件費の精査及び水道施設更新計画改定業務委託料の計上に伴う一般会計負担金として計上するものでございます。

20 ページをお開きいただきまして、5 款労働費、1 項1 目労働諸費では、既定額に357万3, 000円を追加し、902万9, 000円とするもので、くらしとしごとの相談窓口事業、18 節負担金補助及び交付金に同額を追加、特定地域づくり事業協同組合に対する運営補助金でございますが、当初予算で措置した助成金につきましては国庫補助金の対象となる費用を除いて積算したため、組合の歳出予算に不足が生じること、また新たに採用した職員分の財産的基礎額を確保する必要があることから、追加するものでございます。詳細につきましては、産業課商工労働・観光まちづくりグループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費では、既定額に77万5, 000円を追加し、9, 038万8, 000円とするもので、6 次産業化推進事業、8 節旅費に56万円、10 節需用費に10万1, 000円、13 節使用料及び賃借料に11万4, 000円をそれぞれ追加、名古屋市で開催される外食産業展示会に参加するための費用として追加。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3 目畜産業費では、既定額に120万4, 000円を追加し、1億5, 063万1, 000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、10 節需用費で堆肥化处理施設の機械修繕費用として同額を計上。

2 項林業費、2 目林道費では、既定額から2, 340万円を減額し、1億1, 656万1, 000円とするもので、内容は林道管理事業、14 節工事請負費で林道の補修が必要なところが新たに発生したことにより50万円を追加、林業専用道上頓別線開設事業、14 節工事請負費で産廃処理やのり面の崩壊対策など工事内容の追加により500万円を追加、16 節公有財産購入費で15万円、21 節補償補填及び賠償金では75万円、それぞれ事業内容の精査により減額、林業専用道松音知3号線開設事業では、北海道の予算配分がなかったため事業を中止し、12 節委託料、14 節工事請負費ともに事業費を皆減するものでございます。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

22 ページをお開きいただきまして、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費では、既定額に1, 712万5, 000円を追加し、6, 100万8, 000円とするもので、商工業振興対策推進事業、18 節負担金補助及び交付金で同額を追加、商工業振興支援補助金の制度拡充に伴い、今後の申請予定を含めて予算に不足が見込まれることから、追加するものでございます。

2 目観光費では、既定額に703万4, 000円を追加し、1億2, 038万円とする

もので、内容はピンネシリ温泉運営事業、12節委託料に温泉導水管で修繕が必要な箇所が生じたため、90万円を追加、また浴室改修工事に係る実施設計委託料として501万4,000円、合わせまして600万4,000円を追加、13節使用料及び賃借料では源泉導水管敷地の貸付料4万円を追加、中頓別町山村交流施設管理運営事業、10節需用費でキャンプ場付近で北電が実施する電柱移設工事に伴いまして当町管理の管路及びケーブル移設が必要なため、99万円を追加。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に295万円を追加し、2億1,383万6,000円とするもので、内容は除排雪事業、12節委託料で除排雪委託料の見直しによりまして671万1,000円を追加、17節備品購入費では除雪トラック購入の事業費確定により148万4,000円を減額、道路維持補修事業、14節工事請負費では事業費の確定により227万7,000円を減額。

3目道路新設改良費では、既定額に227万7,000円を追加し、2億9,010万4,000円とするもので、道路長寿命化事業、14節工事請負費で路面補修工事で事業内容の追加により同額を追加するものでございます。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額に10万円を追加し、1億3,362万7,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加。

別に配付してございます令和6年度一般会計予算別紙内説明細書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。また、南宗谷消防組合中頓別支署作成の補正予算補足資料も別に配付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。明細書の1ページになりますが、9款消防費、1項常備消防費、2目中頓別支署費では、既定額に10万円を追加し、1億744万3,000円とするもので、消防署管理事業、10節需用費に同額を計上、消防庁舎の洗面所に2か所設置しておりますシングル混合水栓の1か所が破損し、修理が必要な状況となっているため、修繕費を追加するものでございます。

予算書にお戻りいただきまして24ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に37万6,000円を追加し、3億4,566万1,000円とするもので、中頓別学園整備事業、21節補償補填及び賠償金に同額を計上、現在進めております笹野川整備工事において電柱移設の必要が生じたため計上。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に10万3,000円を追加し、2,550万8,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、11節役務費にパソコン等情報機器の処分費用として同額を追加。詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に73万7,000円を追加し、1,721万1,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、11節役務費にパソコン等情報機器の処分費用として13万2,000円を計上、17節備品購入費では校務用パソコン購入費として60万5,000円を計上。

4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額に42万円を追加し、891万6,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、3節職員手当等で町民センターの管理を行う会計年度任用職員の時間外手当に不足が見込まれることから15万9,000円を追加、10節需用費では施設の消防用設備修繕費用として26万1,000円を追加するものでございます。

3目社会教育施設費では、既定額に10万6,000円を追加し、2,087万3,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、10節需用費で施設の消防用設備修繕費用として8万5,000円、17節備品購入費では消火器購入費用2万1,000円をそれぞれ追加。

4目多目的集会施設費では、既定額に8万1,000円を追加し、107万5,000円とするもので、多目的集会施設維持管理事業、10節需用費で消防用設備修繕費用として5万円、17節備品購入費では消火器購入費用3万1,000円をそれぞれ計上するものでございます。

26ページをお開きいただきまして、12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に47万9,000円を追加し、1億5,757万5,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を追加、特別養護老人ホームにおいて札幌圏の学生を招いての就業体験や意見交換、セミナーを開催する費用の一部と施設の火災通報装置の修繕費用の当該特別会計負担分を一般会計から繰出金として追加するものでございます。

予算書の10ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に3,901万6,000円を追加し、47億2,506万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。12ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、既定額から1億833万4,000円を減額し、1億8,088万4,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、秋田原野線交付金工事補助金、雪寒機械更新事業補助金、中頓別弥生線交付金事業補助金、橋梁長寿命化事業補助金につきましては補助金額の確定に伴う減額、除雪事業補助金は今回除雪委託料の増額を行ったことによりまして追加計上するものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額から2,350万9,000円を減額し、1億699万6,000円とするもので、12節林道専用道上頓別線開設事業補助金では事業費の増額に伴い209万1,000円を追加、14節林業専用道松音知3号線開設事業補助金では補助採択がなされなかったため、皆減するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に1,790万円を追加し、5,910万8,000円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同額を追加、歳出、6次産業化推進事業の外食産業展示会への参加経費に77万5,000円、商工業振興対策推進事業の商工業振興支援補助金に1,712万5,000円をそれぞれ

充当。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に261万2,000円を追加し、7,024万6,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、環境保全活動推進事業の太陽光パネル交換工事に58万3,000円、介護福祉センター管理事業のストーブ購入費用に82万5,000円、循環農業支援センター管理事業の機械修繕費用に120万4,000円をそれぞれ充当。

10目財政調整基金繰入金では、既定額を皆減するもので、令和5年度からの繰越金に振り替えるものでございます。

2項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計（保険事業勘定）繰入金では新規に2万5,000円を計上するもので、1節介護保険事業特別会計（保険事業勘定）繰入金に同額を計上、昨年度一般会計から当該特別会計へ繰り出した国庫補助金の一部に返還が生じたため、当該特別会計から繰り入れ、歳出の社会福祉総務事業に充当し、返還を行うものでございます。

14ページをお開き願います。19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に4,880万5,000円を追加し、6,068万4,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を追加、歳出の一般財源とするものでございます。

20款諸収入、5項収益事業収入、2目老人福祉施設介護収入では、既定額に78万円を追加し、9,187万4,000円とするもので、1節老人福祉施設介護収入に同額を計上、養護老人ホーム入所者の介護サービス利用者負担加算でございします。

6項1目雑入では、既定額に323万7,000円を追加し、2,672万円とするもので、1節雑入に同額を追加、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に対する助成金でございします。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に80万円を追加し、4億1,120万円とするもの、2目辺地対策事業債では、既定額に1億1,430万円を追加し、3億9,720万円とするもの、4目緊急自然災害防止対策事業債では、既定額から220万円を減額し、2,510万円とするもの、5目公共施設等適正管理推進事業債では、既定額に210万円を追加し、3,270万円とするもので、いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思ひます。

8ページにお戻り願ひます。歳入合計、既定額に3,901万6,000円を追加し、47億2,506万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第20、議案第61号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第61号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(土屋順一君) それでは、議案第61号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和6年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,962万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、既定額に19万8,000円を追加し、661万8,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で月報クラウド運用負担金について国民健康保険産前産後保険料負担金の交付申請方法の変更に伴い、国保事業状況報告システムクラウドの改修が必要となったため、追加するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に19万8,000円を追加し、2億8,962万7,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金で、既定額に19万8,000円を追加し、

2億3,685万1,000円とするもので、2節保険給付費等交付金において歳出、総務費でご説明いたしました国保事業状況報告システムクラウドの改修に係る負担金と同額を特別調整交付金分として追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に19万8,000円を追加し、2億8,962万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第61号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第21、議案第62号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第62号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第62号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算書第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

病院事業収益につきましては、既決予定額に889万8,000円を追加し、5億8,938万円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額に８８９万８，０００円を追加し、５億８，９３８万円とするものであります。

令和６年９月９日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。１７ページをお開き願います。別に配付してございます補足説明資料の１ページもお開き願います。１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費の既決予定額に５０万９，０００円を追加し、４億３０７万４，０００円とするもので、給料の６万７，０００円の減額は調理員のフルタイム任用職員の人員交代により減額、手当の１２万５，０００円の追加、報酬の４５万１，０００円の追加は調理員パートタイムの１名の採用に伴う期末手当及び報酬分を追加計上するものであります。給与費の明細につきましては７ページから１４ページまで掲載しておりますので、ご参照願います。

２目材料費は、既決予定額に７９８万９，０００円を追加し、４，９８０万２，０００円とするもので、薬品費に７４１万円、診療材料費に５７万９，０００円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチンの全額公費負担接種が令和６年３月３１日で終了したことから、令和６年度の定期接種及び任意予防接種に関わるワクチン及び注射器等の費用分を計上するものであります。

３目経費は、既決予定額に４０万円を追加し、７，１１０万２，０００円とするもので、委託料に同額を計上、コロナウイルス感染者の外来及び入院患者の増加に伴い感染性廃棄物の処理委託料に不足が見込まれることから、追加するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。１５ページをお開き願います。１款病院事業収益、１項医業収益、３目その他医業収益では、既決予定額に８７２万１，０００円を追加し、３，３１３万１，０００円とするもので、公衆衛生活動収益に同額を計上、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種及び任意予防接種に関わる収入を計上するものであります。

４項特別利益、１目過年度損益修正益は、令和４年２月から令和５年１月の期間で中頓別町職員リカレント教育支援制度を利用した方が退職し、支援を受けた１０年以内に中途退職したことにより支援金の返還が生じるため、今年度返還金を受けることから１７万７，０００円を新規計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては３ページに、キャッシュフロー計算書は５ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第62号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第22、議案第63号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第63号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算につきまして、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長(後藤晃昭君) 議案第63号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和6年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度中頓別町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

水道事業収益につきましては、既決予定額に1,235万3,000円を追加し、1億7,028万1,000円とするものです。

水道事業費用では、既決予定額に1,235万3,000円を追加し、1億7,028万1,000円とするものであります。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。15ページをお開き願います。また、別に配付しております水道事業会計補足説明資料をご参照ください。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費において既決予定額510万7,000円に908万2,000円を追加し、1,418万9,000円とするもので、委託料に838万2,000円を新規計上、修繕費に70万円を計上、委託料では令和7年度に改定を予定しております簡易水道事業経営戦略に先立ち、今後の更新事業に対する投資資金を整理することが必要であるため、その基礎となる水道施設更新計画の改定業務を委託するものです。

修繕費では、今後想定される漏水事故等修繕に要する費用の不足が見込まれることから、追加するものです。

4目総係費において既決予定額683万8,000円に229万1,000円を追加し、912万9,000円とするもので、給料121万8,000円、職員手当等71万8,000円、法定福利費24万8,000円、退職給付金10万7,000円を計上、職員1名分の当該費用について支出元を一般会計から水道事業会計に変更することから、退職した職員との差額分について追加するものです。なお、給料及び職員手当等の詳細につきましては、7ページから11ページまでの給与費明細書に掲載しております。

3項特別損失、1目その他特別損失において既決予定額618万2,000円に98万円を追加し、716万2,000円とするもので、その他特別損失に同額を計上、令和5年度分消費税確定申告に伴い、納付に対する不足分を追加するものです。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。13ページをお開き願います。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益において既決予定額に168万円を追加し、5,301万8,000円とするもので、水道料金に同額を計上、収益的支出の修繕費及びその他特別損失の補正に伴い、収益のバランスを取るために設定するものです。

2項営業外収益、1目他会計補助金において既決予定額に1,067万3,000円を追加し、3,568万1,000円とするもので、収益的支出の委託料、給料、職員手当等、法定福利費、退職給付金の補正に伴い、収益のバランスを取るために設定するものです。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第23、議案第64号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第64号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）であります。補正予算につきまして土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,313万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額から36万9,000円を減額し、2,093万1,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付事業の居宅介護サービス給付費訪問介護について減額、4目居宅介護福祉用具購入費では、既定額から10万円を減額し、25万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護福祉用具購入事業の介護予防福祉用具購入費について減額、5目居宅介護住宅改修費では、既定額から10万円を減額し、25万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護住宅改修事業の居宅介護住宅改修費について減額、いずれもこれまでの給付実績と今後の見込みにより減額するものとなります。

2項介護予防サービス等諸費、3目介護予防福祉用具購入費では、既定額から5万円を減額し、15万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防福祉用具購入事業の介護予防福祉用具購入費について減額、4目介護予防住宅改修費では、既定額25万円を追加し、45万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防住宅改修事業の介護予防住宅改修費について追加、いずれもこれまでの給付実績と今後の見込みにより減額及び追加するものでございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費では、既

定額に5万円を追加し、26万9,000円とするもので、10節需用費及び11節役務費において総合相談事業で実施する65歳以上の方を対象とした基本チェックリストの封筒代及び郵便料について不足が見込まれるため、追加するものでございます。

12ページをお開き願います。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、既定額に346万4,000円を追加し、346万4,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料で償還金事業において令和5年度の介護給付費負担金の精算による額確定により介護給付費国庫補助金返還金で174万7,000円、介護給付費道費返還金で135万3,000円をそれぞれ計上、また令和5年度の地域支援事業交付金の精算による額の確定により地域支援事業国庫交付金返還金で36万4,000円を計上するものでございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金では、既定額に2万5,000円を追加し、2万5,000円とするもので、令和5年度の介護保険事業特別会計保険事業勘定において収入した一般会計繰入金に含まれる低所得者保険料軽減負担金分について精算による額確定により一般会計での返還金が生じたことから、27節繰出金で一般会計繰出金2万5,000円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に317万円を追加し、2億6,313万9,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願います。8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に317万円を追加するもので、前年度繰越金の額の確定により、追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に317万円を追加し、2億6,313万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第24、議案第65号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第65号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひします。議案第65号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願ひします。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,992万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願ひします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に16万1,000円を追加し、5,992万7,000円とするもので、17節備品購入費でデイサービスで使用している全自動洗濯機と衣類乾燥機が故障したため、購入するものであります。

6ページをお開き願ひします。歳出合計、既定額5,976万6,000円に16万1,000円を追加し、5,992万7,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願ひします。1款のサービス収入では、予算を振り替えた補正内容となっております。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目在宅サービス事業収入では、既定額に636万円を減額し、2,368万円とするもので、次に2目外部サービス事業収入は、新たに641万円を追加し、1目在宅サービス事業収入から2目の外部サービス事業収入に予算を振り替えるものであります。こちらは、養護老人ホーム長寿園が特定施設となり、養護の利用者がデイサービスを利用した場合、外部サービス扱いとなり、収入区分を明確化するため、予算を振り替えるものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金では、歳出でご説明いたしました1款総務費で計上しております支出を前年度繰越金で充当するために計上するものであります。

4ページをお開き願ひします。歳入合計、既定額5,976万6,000円に対して16

万1,000円を追加し、5,992万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（星川三喜男君） 日程第25、議案第66号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしく申し上げます。議案第66号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,867万8,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に169万4,000円を追加し、2億1,867万8,000円とするもので、7節報償費では9月20日、21日に開催予定の介護のしごと魅力アップ推進事業の講師謝礼金として24万円を新たに計上するものでございます。10節需用費では、先ほどご説明いたしました介護のしごと魅力アップ推進事業に係る経費として消耗品費8万円、食糧費で20万7,000円、当日及び事前告知用のパンフレット作成のため印刷製本費として14万5,000円をそれぞれ追加及び新規計上するものでございます。また、長寿園の火災報知器の点検に伴い、基盤の故障により通報が消防署と連動しないことが判明し、取替えが必要なため、修繕費として18万2,000円を計上するものでございます。11節役務費から13節使用料及び賃借料につきましても介護のしごと魅力アップ推進事業に係る経費を補正するものとなりますが、11節役務費では郵便料として5万円を、また学生の活動期間中に加入する総合保険料として2万円をそれぞれ追加するものでございます。12節委託料では9月20日に開催予定のシンポジウムのセミナー開催業務委託料として30万円、学生の送迎バス業務委託料として35万円を新たに計上、13節使用料及び賃借料ではセミナーの講師の宿泊に関わる費用としてセミナー参加者宿泊料9万円、セミナーの会場使用料として3万円を新たに計上するものでございます。詳細につきましては、老人ホーム長寿園作成の補正予算補足説明資料をご参照願います。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に169万4,000円を追加し、2億1,867万8,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願います。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に対して不足する収入について一般会計繰入金47万9,000円を追加するものでございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目介護従事者確保総合推進事業補助金では、歳出でご説明いたしました介護のしごと魅力アップ推進事業の道の補助金について1節介護従事者確保総合推進事業補助金で121万5,000円を新たに計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に169万4,000円を追加し、2億1,867万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号につい

て採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計(施設介護サービス事業勘定)補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第26、議案第68号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第68号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長(後藤晃昭君) 議案第68号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和6年度中頓別町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度中頓別町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

下水道事業収益につきましては、既決予定額に31万1,000円を追加し、1億2,786万4,000円とするものです。

下水道事業費用では、既決予定額に31万1,000円を追加し、1億2,786万4,000円とするものであります。

令和6年9月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、別に配付しております下水道事業会計補足説明資料をご参照ください。1款下水道事業費用、3項特別損失、1目その他特別損失において既決予定額702万7,000円に31万1,000円を追加、733万8,000円とするもので、その他特別損失に同額を計上、令和5年度分消費税確定申告に伴い、納付に対する不足分を追加するものでございます。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料において既決予定額に31万1,000円を追加し、2,832万8,000円とするもので、下水道事業使用料に同額を計上、収益

的支出のその他特別損失の補正に伴い、収益のバランスを取るために設定するものです。

予定貸借対照表につきましては３ページに、キャッシュフロー計算書は５ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第６８号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第６８号 令和６年度中頓別町下水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第１号～認定第９号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第２７、認定第１号 令和５年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第２８、認定第２号 令和５年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第２９、認定第３号 令和５年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第３０、認定第４号 令和５年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第３１、認定第５号 令和５年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第３２、認定第６号 令和５年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第３３、認定第７号 令和５年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定の件、日程第３４、認定第８号 令和５年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定の件、日程第３５、認定第９号 令和５年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） ただいま上程されました認定第１号 令和５年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第９号 令和５年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて、提案の説明をさせていただきたいと思います。

政策経営課から提出させていただいております別添資料、町議会決算審査特別委員会資

料の１ページを御覧いただきたいと思います。令和５年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明をさせていただきたいと思います。９会計合計の予算額は７０億２，４０２万５，０００円に対し、収入済額６４億３，２１５万８６９円、支出済額６１億８，２６６万１，３３７円となり、差引き残額２億４，９４８万９，５３２円となったところがあります。このうち一般会計につきましては１億４，２１９万１，３６０円が差引き残額となっているところであります。

以上申し上げました９会計につきまして、いずれの会計におきましても単年度収支につきましてはプラスということになっているところであります。詳細につきましては決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いますが、まず総括として簡略な説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、一括質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第１号から第９号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。なお、当該委員会には地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を委任し、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から第９号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第１号から第９号については、会議規則第４６条第１項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から第９号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 ５時３５分

再開 午後 5時41分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（星川三喜男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

本日はどうもご苦労様でした。

（午後 5時42分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員